

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

令和8年度に国民スポーツ大会（国スポ）が、また令和9年度に全国高等学校総合体育大会（高校総体）が開催されることから、国スポ総体課を新設し、その成功に向けて準備を着実に進める。

また、スポーツ課に地域移行係を新設するとともに、歴史文化財課の文化財保護係及び文化財活用係を文化財係へ、図書館の管理係及び資料係を管理資料係へ、それぞれ統合する。

このため、甲府市教育委員会事務分掌規則について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 生涯学習室に国スポ総体課を新設し、国スポ総体係を置く。
- (2) スポーツ課に地域移行係を新設する。
- (3) 歴史文化財課の文化財保護係及び文化財活用係を文化財係へ統合する。
- (4) 図書館の管理係及び資料係を管理資料係へ統合する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和7年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																										
○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号 第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。 <table><tr><th>室等</th><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td rowspan="4">教育総室</td><td>総務課</td><td>総務係、学校規模適正係</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係</td></tr><tr><td>学事課</td><td>学事係、ICT整備係、保健給食係</td></tr><tr><td>教育施設課</td><td>計画係、営繕係、設備係</td></tr><tr><td rowspan="4">生涯学習室</td><td>生涯学習課</td><td>生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係</td></tr><tr><td>歴史文化財課</td><td>文化財係</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td>スポーツ係、企画整備係、地域移行係</td></tr><tr><td>国スポ総体課</td><td>国スポ総体係</td></tr></table>	室等	課	係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係	学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係	教育施設課	計画係、営繕係、設備係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係	歴史文化財課	文化財係	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域移行係	国スポ総体課	国スポ総体係	○甲府市教育委員会事務分掌規則 平成8年3月31日 教委規則第1号 第3条 前条に定める部に、次の表の左欄に掲げる室等を置き、当該室等にそれぞれ同表中欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表右欄に掲げる係を置く。 <table><tr><th>室等</th><th>課</th><th>係</th></tr><tr><td rowspan="4">教育総室</td><td>総務課</td><td>総務係、学校規模適正係</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係</td></tr><tr><td>学事課</td><td>学事係、ICT整備係、保健給食係</td></tr><tr><td>教育施設課</td><td>計画係、営繕係、設備係</td></tr><tr><td rowspan="4">生涯学習室</td><td>生涯学習課</td><td>生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係</td></tr><tr><td>歴史文化財課</td><td>文化財保護係、文化財活用係</td></tr><tr><td>スポーツ課</td><td>スポーツ係、企画整備係（新設）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table>	室等	課	係	教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係	学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係	教育施設課	計画係、営繕係、設備係	生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係（新設）	（新設）	（新設）
室等	課	係																																									
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係																																									
	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係																																									
	学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係																																									
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係																																									
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係																																									
	歴史文化財課	文化財係																																									
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域移行係																																									
	国スポ総体課	国スポ総体係																																									
室等	課	係																																									
教育総室	総務課	総務係、学校規模適正係																																									
	学校教育課	教職員係、教育指導係、学校危機管理係、ICT推進係、学務係																																									
	学事課	学事係、ICT整備係、保健給食係																																									
	教育施設課	計画係、営繕係、設備係																																									
生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係																																									
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係																																									
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係（新設）																																									
	（新設）	（新設）																																									
2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。 第11条 甲府市立図書館条例（平成8年6月条例第26号）第2条に基づき設置された図書館は、生涯学習室に属する機関とし、図書館に	2 前項に定める課の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。 第11条 甲府市立図書館条例（平成8年6月条例第26号）第2条に基づき設置された図書館は、生涯学習室に属する機関とし、図書館に																																										

議題：第8号

次の係を置く。

(平11教委規則4・平14教委規則6・平18教委規則9・
平25教委規則1・改)

(1) 管理資料係

(2) サービス係

(削除)

2 図書館の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。

(総合市民会館)

別表

室等	課等	分掌事務
生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。 (2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。

次の係を置く。

(平11教委規則4・平14教委規則6・平18教委規則9・
平25教委規則1・改)

(1) 管理係

(2) サービス係

(3) 資料係

2 図書館の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。

(総合市民会館)

別表

室等	課等	分掌事務
生涯学習室	生涯学習課	(1) 生涯学習推進本部に関すること。 (2) 生涯学習ビジョンに関すること。 (3) まなびフェスティバル事業に関すること。 (4) まなび奨励ポイント制度に関すること。 (5) 出前講座に関すること。 (6) 放課後子供教室に関すること。 (7) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (8) 社会教育委員に関すること。 (9) 公民館の総合調整に関すること。 (10) 成人式に関すること。

議題：第8号

		(11) 総合市民会館に関する事。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事。 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事。 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事。 (17) こうふ開府の日に関する事。 (18) こうふ開府500年レガシー事業に関する事。				(11) 総合市民会館に関する事。 (12) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関する事。 (13) 文化団体の育成及び助成に関する事。 (14) 文化芸術の普及と振興に関する事。 (15) 御岳文芸座の運営管理に関する事。 (16) 山崎方代の顕彰事業に関する事。 (17) こうふ開府の日に関する事。 (18) こうふ開府500年レガシー事業に関する事。
	歴史文化財課	(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関する事。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関する事。 (4) 文化財調査審議会に関する事。 (5) 藤村記念館運営管理に関する事。 (6) 武田氏館跡歴史館に関する事。				(1) 文化財の保護活用及び啓発普及に関する事。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。 (3) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関する事。 (4) 文化財調査審議会に関する事。 (5) 藤村記念館運営管理に関する事。 (6) 武田氏館跡歴史館に関する事。
	スポーツ課	(1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。				(1) スポーツ振興及び奨励に関する事。 (2) スポーツ関係団体に関する事。 (3) スポーツ推進審議会に関する事。 (4) スポーツ推進委員に関する事。

議題：第8号

		(5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。 (8) 校庭開放事業の運営に関する事。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。 (10) 中学校部活動の地域移行の運営に関する事。			(5) 緑が丘スポーツ公園有料運動施設等の運営管理に関する事。 (6) 夜間照明施設に関する事。 (7) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。 (8) 校庭開放事業の運営に関する事。 (9) スポーツ施設の企画、整備に関する事。 (10) 中学校部活動の地域移行の運営に関する事。
	国スポ総体課	(1) 国民スポーツ大会に関する事。 (2) 全国高等学校総合体育大会に関する事。		(新設)	(新設)
	図書館	(1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。		図書館	(1) 図書館の管理運営に関する事。 (2) 図書、記録、行政資料、郷土資料、逐次刊行物、視聴覚資料の収集、整理及び保存に関する事。 (3) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関する事。 (4) 団体貸出及び移動図書館の運営に関する事。 (5) 利用相談並びに時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供に関する事。

議題：第8号

	(6) 読書会等の開催及びその奨励に関する こと。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互賃 借等、相互協力に関すること。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に 関すること。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色 村誌の頒布に関すること。		(6) 読書会等の開催及びその奨励に関する こと。 (7) 他の図書館等との図書館資料の相互賃 借等、相互協力に関すること。 (8) 館報その他読書資料の発行及び配布に 関すること。 (9) 甲府市史、旧中道町史及び旧上九一色 村誌の頒布に関すること。
--	---	--	---

議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係、こうふ愛醸成係
	歴史文化財課	文化財係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係、地域移行係
	国スポ総体課	国スポ総体係

第11条第1項第1号中「管理係」を「管理資料係」に改め、同項第3号を削る。
別表生涯学習室、スポーツ課の項の次に次のように加える。

国スポ総体課	(1) 国民スポーツ大会に関すること。
	(2) 全国高等学校総合体育大会に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について（原案）

1 改正理由

令和8年度に国民スポーツ大会（国スポ）が、また令和9年度に全国高等学校総合体育大会（高校総体）が開催されるため、生涯学習室に国スポ総体課を新設することから、甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正を行う。

2 主な改正内容

「国スポ総体課」を設け、当該課の業務に関する事項を甲府市教育委員会事務局事案決定規程に加える。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和7年3月臨時教育委員会（3月27日開催）

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号 別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					○甲府市教育委員会事務局事案決定規程 昭和48年4月28日 教委規程第1号 別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
スポーツ					スポーツ				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
1 スポーツの振興に関する事項					1 スポーツの振興に関する事項				
（1） スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○		（1） スポーツの普及、奨励、実施に関すること。			○	
（2） スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○		（2） スポーツ関係団体の指導育成に関すること。			○	
（3） スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○		（3） スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。			○	
（4） スポーツ推進委員の研修に関すること。			○		（4） スポーツ推進委員の研修に関すること。			○	
（5） スポーツ器具の貸与			○		（5） スポーツ器具の貸与			○	

議題：第9号

に関すること。				
2 運動施設の運営管理に関する事項				
(1) 緑が丘スポーツ公園 有料運動施設等の使用許可に関すること。			○	
(2) 夜間照明施設の使用許可に関すること。			○	
3 校庭開放事業に関する事項				
(1) 実施校との連絡、運営管理に関すること。			○	
4 中学校部活動の地域移行の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。	重要	一般的	軽易	

国スポ総体				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 国民スポーツ大会に関する事項				
(1) 国民スポーツ大会に	重要	一般的	軽易	

に関すること。				
2 運動施設の運営管理に関する事項				
(1) 緑が丘スポーツ公園 有料運動施設等の使用許可に関すること。			○	
(2) 夜間照明施設の使用許可に関すること。			○	
3 校庭開放事業に関する事項				
(1) 実施校との連絡、運営管理に関すること。			○	
4 中学校部活動の地域移行の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。	重要	一般的	軽易	

(新設)

議題：第9号

関すること。				
2 全国高等学校総合体育大会に関する事項				
(1) 全国高等学校総合体育大会に関すること。	重要	一般的	軽易	

図書館				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 図書館の運営及び事業計画に関する事項				
(1) 事業計画に関すること。	重要		軽易	
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。			○	
2 図書館奉仕に関する事項				
(1) 図書の選択、収集及び整理、保存に関すること。			○	
(2) 図書の閲覧及び貸し出しに関すること。			○	
(3) 図書館資料の廃棄に関すること。			○	

図書館				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 図書館の運営及び事業計画に関する事項				
(1) 事業計画に関すること。	重要		軽易	
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。			○	
2 図書館奉仕に関する事項				
(1) 図書の選択、収集及び整理、保存に関すること。			○	
(2) 図書の閲覧及び貸し出しに関すること。			○	
(3) 図書館資料の廃棄に関すること。			○	

議題：第9号

(4) 文庫の配本に関する こと。			○		(4) 文庫の配本に関する こと。			○	
(5) 読書会の育成指導に 関すること。			○		(5) 読書会の育成指導に 関すること。			○	
(6) 図書館の集会活動の 開催に關すること。			○		(6) 図書館の集会活動の 開催に關すること。			○	
3 図書館の運営管理に關 する事項					3 図書館の運営管理に關 する事項				
(1) 図書館の使用許可に 關すること。			○		(1) 図書館の使用許可に 關すること。			○	
(2) 図書館の施設の管理 に關すること。			○		(2) 図書館の施設の管理 に關すること。			○	

議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月 日

甲府市教育委員会
教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2スポーツの表の次に次のように加える。

国スポ総体				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 国民スポーツ大会に関する事項				
（1）国民スポーツ大会に関すること。	重要	一般的	輕易	
2 全国高等学校総合体育大会に関する事項				
（1）全国高等学校総合体育大会に関すること。	重要	一般的	輕易	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議題：第 10 号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について（原案）

1 改正の理由及び改正規則

(1) 改正理由

令和 6 年人事院勧告等における「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に伴う甲府市学校職員給与条例の一部改正により、条例の規定において規則に委任している事項等について改正を行うものとする。

(2) 改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 30 年 2 月規則第 1 号）

2 甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の改正概要

(1) 昇給の規定の改正（第 18 条の 2）

3 月議会において、一部改正した甲府市学校職員給与条例第 12 条第 3 項第 2 号に規定する、教育委員会で定める職員として、「行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員」を、商科専門学校教育職給料表の 5 級の職員とすることを規定する。（勤務成績が特に優秀以上の場合に限り昇給する行政職給料表 8 級に相当するものを、商科専門学校教育職給料表 5 級と定める。）

(2) 昇格時対応表及び降格時対応表の改正（別表 3、別表 4）

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に基づき、職務や職責をより重視した給料表の導入等に伴い、昇格や降格の号給数の見直しを行うため、別表第 3（昇給時号給対応表）及び別表第 4（降格時号給対応表）を別紙新旧対照表のとおり改正する。

(3) 昇給号給数表の改正（別表 5）

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級相当であるものについては、給料表を刻みの大きい簡素な号俸構成に改正したことに伴い、勤務成績が特に優秀以上の場合に限り昇給するよう同表の改正を行う。

3 改正の案文

別紙、規則改正案文参照

議題：第 10 号

4 施行期日

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

議題：第10号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（平成30年規則第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 平成30年2月15日 規則第1号 第1条～第6条 略 （昇格） 第7条 職員を昇格させるときは、級別資格基準表に定める基準に従いその者の資格に応じて1級上位の職務の級 <u>（承認を要する職務の級へ昇格させる場合にあっては、上位の職務の級）</u> に決定するものとする。 第8条～第17条 略 <u>第17条 （削除）</u> 第18条 略	○甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 平成30年2月15日 規則第1号 第1条～第14条 略 （昇格） 第7条 職員を昇格させるときは、級別資格基準表に定める基準に従いその者の資格に応じて1級上位の職務の級 _____ に決定するものとする。 第8条～第17条 略 <u>（行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員）</u> <u>第17条 条例第12条第2項の規定による行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員として教育委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</u> <u>（1） 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの</u> <u>（2） 商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの</u> 第18条 略

議題：第10号

<u>(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)</u>					
<u>第18条の2 条例第12条第3項第2号の規則で定める職員は、商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員とする。</u>					
第19条～第20条 略					
別表第5（第18条関係）					
昇給号給数表					
1 行政職給料表7級以下相当職員昇給号給数表					
<u>昇給区分</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>
<u>昇給の号</u> <u>給数</u>	<u>8以上</u>	<u>6</u>	<u>4（高等学</u> <u>校教育職給</u> <u>料表の適用</u> <u>を受ける職</u> <u>員でその職</u> <u>務の級が4</u> <u>級であるも</u> <u>の又は商科</u> <u>専門学校教</u> <u>育職給料表</u> <u>の適用を受</u> <u>ける職員で</u> <u>その職務の</u>	<u>2</u>	<u>0</u>

新設					
第19条～第20条 略					
別表第5（第18条関係）					
昇給号給数表					
<u>昇給区分</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>
<u>昇給の号</u> <u>給数</u>	<u>8以上</u>	<u>6</u>	<u>4（第17条</u> <u>の各号に掲</u> <u>げる職員に</u> <u>あたっては</u> <u>3）</u>	<u>2</u>	<u>0</u>

議題：第10号

			<u>級が4級以上であるものにあつては3)</u>														
備考 1 この表は、第18条の2に規定する職員以外の職員に適用する。 2 この表に定める上段の号給数は条例第12条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。 2 行政職給料表8級相当職員昇給号給数表 <table><tr><td><u>昇給区分</u></td><td><u>A</u></td><td><u>B</u></td><td><u>C</u></td><td><u>D</u></td><td><u>E</u></td></tr><tr><td><u>昇給の号給数</u></td><td><u>2</u></td><td><u>1</u></td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td></tr></table> 備考 この表は、第18条の2に規定する職員に適用する。						<u>昇給区分</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>昇給の号給数</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>昇給区分</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>												
<u>昇給の号給数</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>												
新設																	

議題：第10号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 新旧対照表

新

別表第3（第9条関係）
昇格時号給対応表
1 高等学校教育職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号俸				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	1	1	1	1
27	7	1	1	1	1
28	8	1	1	1	1
29	9	1	1	1	1
30	10	1	1	2	1
31	11	1	1	3	1
32	12	1	1	4	1

旧

別表第3（第9条関係）
昇格時号給対応表
1 高等学校教育職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号俸				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1

議題：第 10 号

33	13	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	1
34	14	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	1
35	15	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>	1
36	16	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	1
37	17	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>9</u>	1
38	18	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>10</u>	1
39	19	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>11</u>	1
40	20	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	1
41	21	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	1
42	22	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>14</u>	2
43	23	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	3
44	24	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>16</u>	4
45	25	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	5
46	25	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>18</u>	6
47	26	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>19</u>	7
48	26	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>20</u>	8
49	27	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	9
50	27	<u>14</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>9</u>
51	28	<u>15</u>	<u>1</u>	<u>23</u>	<u>10</u>
52	28	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>24</u>	<u>10</u>
53	29	<u>17</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>11</u>
54	29	<u>18</u>	<u>1</u>	<u>26</u>	<u>11</u>
55	30	<u>19</u>	<u>1</u>	<u>27</u>	<u>12</u>
56	30	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>28</u>	<u>12</u>
57	31	<u>21</u>	<u>1</u>	<u>29</u>	<u>13</u>
58	31	<u>22</u>	<u>1</u>	<u>30</u>	<u>13</u>
59	32	<u>23</u>	<u>1</u>	<u>31</u>	<u>14</u>
60	32	<u>24</u>	<u>1</u>	<u>32</u>	<u>14</u>
61	33	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>15</u>
62	33	<u>26</u>	<u>1</u>	<u>34</u>	
63	34	<u>27</u>	<u>1</u>	<u>35</u>	
64	34	<u>28</u>	<u>1</u>	<u>36</u>	
65	35	<u>29</u>	<u>1</u>	<u>37</u>	
66	35	<u>30</u>	<u>1</u>	<u>38</u>	
67	36	<u>31</u>	<u>1</u>	<u>39</u>	
68	36	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>40</u>	
69	37	<u>33</u>	<u>1</u>	<u>41</u>	
70	37	<u>34</u>	<u>1</u>	<u>42</u>	
71	38	<u>35</u>	<u>1</u>	<u>43</u>	
72	38	<u>36</u>	<u>1</u>	<u>44</u>	
73	39	<u>37</u>	<u>1</u>	<u>45</u>	
74	39	<u>38</u>	<u>2</u>	<u>46</u>	
75	40	<u>39</u>	<u>3</u>	<u>47</u>	

33	13	<u>9</u>	1	<u>9</u>	1
34	14	<u>10</u>	1	<u>10</u>	1
35	15	<u>11</u>	1	<u>11</u>	1
36	16	<u>12</u>	1	<u>12</u>	1
37	17	<u>13</u>	1	<u>13</u>	1
38	18	<u>14</u>	1	<u>14</u>	1
39	19	<u>15</u>	1	<u>15</u>	1
40	20	<u>16</u>	1	<u>16</u>	1
41	21	<u>17</u>	1	<u>17</u>	1
42	22	<u>18</u>	1	<u>18</u>	2
43	23	<u>19</u>	1	<u>19</u>	3
44	24	<u>20</u>	1	<u>20</u>	4
45	25	<u>21</u>	1	<u>21</u>	5
46	25	<u>22</u>	1	<u>22</u>	6
47	26	<u>23</u>	1	<u>23</u>	7
48	26	<u>24</u>	1	<u>24</u>	8
49	27	<u>25</u>	1	<u>25</u>	9
50	27	<u>26</u>	1	<u>26</u>	<u>10</u>
51	28	<u>27</u>	1	<u>27</u>	<u>11</u>
52	28	<u>28</u>	1	<u>28</u>	<u>12</u>
53	29	<u>29</u>	1	<u>29</u>	<u>13</u>
54	29	<u>30</u>	2	<u>30</u>	<u>14</u>
55	30	<u>31</u>	3	<u>31</u>	<u>15</u>
56	30	<u>32</u>	4	<u>32</u>	<u>16</u>
57	31	<u>33</u>	5	<u>33</u>	<u>17</u>
58	31	<u>34</u>	6	<u>34</u>	<u>18</u>
59	32	<u>35</u>	7	<u>35</u>	<u>19</u>
60	32	<u>36</u>	8	<u>36</u>	<u>20</u>
61	33	<u>37</u>	9	<u>37</u>	<u>21</u>
62	33	<u>38</u>	10	<u>38</u>	<u>22</u>
63	34	<u>39</u>	11	<u>39</u>	<u>23</u>
64	34	<u>40</u>	12	<u>40</u>	<u>24</u>
65	35	<u>41</u>	13	<u>41</u>	<u>25</u>
66	35	<u>42</u>	14	<u>42</u>	<u>25</u>
67	36	<u>43</u>	15	<u>43</u>	<u>26</u>
68	36	<u>44</u>	16	<u>44</u>	<u>26</u>
69	37	<u>45</u>	17	<u>45</u>	<u>27</u>
70	37	<u>46</u>	18	<u>46</u>	<u>27</u>
71	38	<u>47</u>	19	<u>47</u>	<u>28</u>
72	38	<u>48</u>	20	<u>48</u>	<u>28</u>
73	39	<u>49</u>	21	<u>49</u>	<u>29</u>
74	39	<u>50</u>	22	<u>50</u>	<u>29</u>
75	40	<u>51</u>	23	<u>51</u>	<u>30</u>

議題：第 10 号

76	40	<u>40</u>	<u>4</u>	<u>48</u>	
77	41	<u>41</u>	<u>5</u>	<u>49</u>	
78	41	<u>42</u>	<u>6</u>	<u>50</u>	
79	42	<u>43</u>	<u>7</u>	<u>51</u>	
80	42	<u>44</u>	<u>8</u>	<u>52</u>	
81	43	<u>45</u>	<u>9</u>	<u>52</u>	
82	43	<u>46</u>	<u>10</u>	<u>52</u>	
83	44	<u>47</u>	<u>11</u>	<u>53</u>	
84	44	<u>48</u>	<u>12</u>	<u>53</u>	
85	45	<u>49</u>	<u>13</u>	<u>53</u>	
86	45	<u>50</u>	<u>14</u>	<u>54</u>	
87	46	<u>51</u>	<u>15</u>	<u>54</u>	
88	46	<u>52</u>	<u>16</u>	<u>54</u>	
89	47	<u>53</u>	<u>17</u>	<u>55</u>	
90	47	<u>54</u>	<u>18</u>	<u>55</u>	
91	48	<u>55</u>	<u>19</u>	<u>55</u>	
92	48	<u>56</u>	<u>20</u>	<u>56</u>	
93	49	<u>57</u>	<u>21</u>	<u>56</u>	
94	49	<u>58</u>	<u>22</u>	<u>56</u>	
95	50	<u>59</u>	<u>23</u>	<u>57</u>	
96	50	<u>60</u>	<u>24</u>	<u>57</u>	
97	51	<u>61</u>	<u>25</u>	<u>57</u>	
98	51	<u>62</u>	<u>26</u>	<u>57</u>	
99	52	<u>63</u>	<u>27</u>	<u>57</u>	
100	52	<u>64</u>	<u>28</u>	<u>58</u>	
101	53	<u>65</u>	<u>29</u>	<u>58</u>	
102	53	<u>66</u>	<u>30</u>	<u>58</u>	
103	54	<u>67</u>	<u>31</u>	<u>59</u>	
104	54	<u>68</u>	<u>32</u>	<u>59</u>	
105	55	<u>69</u>	<u>33</u>	<u>59</u>	
106	55	<u>70</u>	<u>34</u>		
107	56	<u>71</u>	<u>35</u>		
108	56	<u>72</u>	<u>36</u>		
109	57	<u>73</u>	<u>37</u>		
110	57	<u>74</u>	<u>37</u>		
111	57	<u>75</u>	<u>38</u>		
112	57	<u>76</u>	<u>38</u>		
113	58	<u>77</u>	<u>39</u>		
114	58	<u>77</u>	<u>39</u>		
115	58	<u>78</u>	<u>40</u>		
116	58	<u>78</u>	<u>40</u>		
117	59	<u>79</u>	<u>41</u>		
118	59	<u>79</u>	<u>41</u>		

76	40	<u>52</u>	24	<u>52</u>	<u>30</u>
77	41	<u>53</u>	25	<u>53</u>	<u>31</u>
78	41	<u>54</u>	26	<u>54</u>	
79	42	<u>55</u>	27	<u>55</u>	
80	42	<u>56</u>	28	<u>56</u>	
81	43	<u>57</u>	29	<u>57</u>	
82	43	<u>58</u>	30	<u>58</u>	
83	44	<u>59</u>	31	<u>59</u>	
84	44	<u>60</u>	32	<u>60</u>	
85	45	<u>61</u>	33	<u>61</u>	
86	45	<u>62</u>	34	<u>61</u>	
87	46	<u>63</u>	35	<u>62</u>	
88	46	<u>64</u>	36	<u>62</u>	
89	47	<u>65</u>	37	<u>63</u>	
90	47	<u>66</u>	38	<u>63</u>	
91	48	<u>67</u>	39	<u>64</u>	
92	48	<u>68</u>	40	<u>64</u>	
93	49	<u>69</u>	41	<u>65</u>	
94	49	<u>70</u>	42	<u>66</u>	
95	50	<u>71</u>	43	<u>67</u>	
96	50	<u>72</u>	44	<u>68</u>	
97	51	<u>73</u>	45	<u>69</u>	
98	51	<u>74</u>	46	<u>69</u>	
99	52	<u>75</u>	47	<u>69</u>	
100	52	<u>76</u>	48	<u>70</u>	
101	53	<u>77</u>	49	<u>70</u>	
102	53	<u>78</u>	49	<u>70</u>	
103	54	<u>79</u>	50	<u>71</u>	
104	54	<u>80</u>	50	<u>71</u>	
105	55	<u>81</u>	51	<u>71</u>	
106	55	<u>81</u>	51	<u>72</u>	
107	56	<u>82</u>	52	<u>72</u>	
108	56	<u>82</u>	52	<u>72</u>	
109	57	<u>83</u>	53	<u>73</u>	
110	57	<u>83</u>	53		
111	57	<u>84</u>	54		
112	57	<u>84</u>	54		
113	58	<u>85</u>	55		
114	58	<u>85</u>	55		
115	58	<u>86</u>	56		
116	58	<u>86</u>	56		
117	59	<u>87</u>	57		
118	59	<u>87</u>	57		

議題：第 10 号

119	59	<u>80</u>	<u>41</u>		
120	59	<u>80</u>	<u>41</u>		
121	60	<u>80</u>	<u>41</u>		
122	60	<u>80</u>	<u>42</u>		
123	60	<u>80</u>	<u>42</u>		
124	60	<u>80</u>	<u>42</u>		
125	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
126	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
127	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
128	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
129	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
130	61	<u>80</u>	<u>42</u>		
131	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
132	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
133	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
134	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
135	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
136	62	<u>80</u>	<u>42</u>		
137	63	<u>80</u>	<u>42</u>		
138	63	<u>80</u>	<u>42</u>		
139	63	<u>80</u>	<u>43</u>		
140	63	<u>80</u>	<u>43</u>		
141	63	<u>81</u>	<u>43</u>		
142	63	<u>81</u>	<u>43</u>		
143	64	<u>82</u>	<u>43</u>		
144	64	<u>82</u>	<u>44</u>		
145	64	<u>83</u>	<u>44</u>		
146	64				
147	64				
148	64				
149	65				
150	65				
151	66				
152	66				
153	67				

119	59	<u>88</u>	57		
120	59	<u>88</u>	57		
121	60	<u>89</u>	57		
122	60	<u>89</u>	57		
123	60	<u>89</u>	57		
124	60	<u>89</u>	58		
125	61	<u>89</u>	58		
126	61	<u>90</u>	58		
127	61	<u>90</u>	58		
128	61	<u>90</u>	58		
129	61	<u>90</u>	58		
130	61	<u>90</u>	58		
131	62	<u>91</u>	59		
132	62	<u>91</u>	59		
133	62	<u>91</u>	59		
134	62	<u>91</u>	59		
135	62	<u>91</u>	59		
136	62	<u>92</u>	59		
137	63	<u>92</u>	59		
138	63	<u>92</u>	59		
139	63	<u>92</u>	59		
140	63	<u>92</u>	59		
141	63	<u>93</u>	59		
142	63	<u>93</u>	59		
143	64	<u>94</u>	60		
144	64	<u>94</u>	60		
145	64	<u>95</u>	60		
146	64				
147	64				
148	64				
149	65				
150	65				
151	66				
152	66				
153	67				

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 新旧対照表

新					旧				
別表第3（第9条関係）					別表第3（第9条関係）				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
2 商科専門学校教育職給料表					2 商科専門学校教育職給料表				
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級		2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	<u>2</u>	2	1	1	1	<u>1</u>
3	1	1	1	<u>3</u>	3	1	1	1	<u>1</u>
4	1	1	1	<u>4</u>	4	1	1	1	<u>1</u>
5	1	1	1	<u>5</u>	5	1	1	1	<u>1</u>
6	1	1	1	<u>5</u>	6	1	1	1	<u>1</u>
7	1	1	1	<u>5</u>	7	1	1	1	<u>1</u>
8	1	1	1	<u>5</u>	8	1	1	1	<u>1</u>
9	1	1	1	<u>5</u>	9	1	1	1	<u>1</u>
10	1	1	1	<u>5</u>	10	1	1	1	<u>1</u>
11	1	1	1	<u>5</u>	11	1	1	1	<u>1</u>
12	1	1	1	<u>5</u>	12	1	1	1	<u>1</u>
13	1	1	1	<u>5</u>	13	1	1	1	<u>1</u>
14	2	1	1	<u>5</u>	14	2	1	1	<u>1</u>
15	3	1	1	<u>5</u>	15	3	1	1	<u>1</u>
16	4	1	1	<u>5</u>	16	4	1	1	<u>1</u>
17	5	1	1	<u>5</u>	17	5	1	1	<u>1</u>
18	6	1	1		18	6	1	1	<u>1</u>
19	7	1	1		19	7	1	1	<u>1</u>
20	8	1	1		20	8	1	1	<u>1</u>
21	9	1	1		21	9	1	1	<u>1</u>
22	10	<u>1</u>	<u>1</u>		22	10	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
23	11	<u>1</u>	<u>1</u>		23	11	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
24	12	<u>1</u>	<u>1</u>		24	12	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>1</u>
25	13	<u>1</u>	<u>1</u>		25	13	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>1</u>
26	14	<u>1</u>	<u>1</u>		26	14	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>1</u>
27	15	<u>1</u>	<u>1</u>		27	15	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>1</u>
28	16	<u>1</u>	<u>1</u>		28	16	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>1</u>
29	17	<u>1</u>	<u>1</u>		29	17	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>1</u>
30	18	<u>1</u>	<u>1</u>		30	18	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>1</u>
31	19	<u>1</u>	<u>1</u>		31	19	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>1</u>
32	20	<u>1</u>	<u>1</u>		32	20	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>1</u>
33	21	<u>1</u>	<u>1</u>		33	21	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>1</u>
34	22	<u>1</u>	<u>1</u>		34	22	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>1</u>
35	23	<u>1</u>	<u>1</u>		35	23	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>1</u>

36	24	<u>1</u>	<u>1</u>	
37	25	<u>1</u>	<u>1</u>	
38	25	<u>2</u>	<u>2</u>	
39	26	<u>3</u>	<u>2</u>	
40	26	<u>4</u>	<u>2</u>	
41	27	<u>5</u>	<u>2</u>	
42	27	<u>6</u>	<u>2</u>	
43	28	<u>7</u>	<u>2</u>	
44	28	<u>8</u>	<u>2</u>	
45	29	<u>9</u>	<u>3</u>	
46	29	<u>10</u>	<u>3</u>	
47	29	<u>11</u>	<u>3</u>	
48	29	<u>12</u>	<u>3</u>	
49	30	<u>13</u>	<u>3</u>	
50	30	<u>14</u>	<u>3</u>	
51	30	<u>15</u>	<u>3</u>	
52	30	<u>16</u>	<u>4</u>	
53	31	<u>17</u>	<u>4</u>	
54	31	<u>18</u>	<u>4</u>	
55	31	<u>19</u>	<u>4</u>	
56	31	<u>20</u>	<u>4</u>	
57	32	<u>21</u>	<u>4</u>	
58	32	<u>22</u>	<u>4</u>	
59	32	<u>23</u>	<u>4</u>	
60	32	<u>24</u>	<u>4</u>	
61	33	<u>25</u>	<u>5</u>	
62	33	<u>26</u>	<u>5</u>	
63	34	<u>27</u>	<u>5</u>	
64	34	<u>28</u>	<u>5</u>	
65	35	<u>29</u>	<u>5</u>	
66	35	<u>29</u>	<u>5</u>	
67	36	<u>30</u>	<u>6</u>	
68	36	<u>30</u>	<u>6</u>	
69	37	<u>31</u>	<u>6</u>	
70	37	<u>31</u>	<u>6</u>	
71	37	<u>32</u>	<u>6</u>	
72	38	<u>32</u>	<u>6</u>	
73	38	<u>33</u>	<u>7</u>	
74	38	<u>34</u>	<u>7</u>	
75	39	<u>35</u>	<u>7</u>	
76	39	<u>36</u>	<u>7</u>	
77	39	<u>37</u>	<u>7</u>	
78	40	<u>38</u>	<u>7</u>	

36	24	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>1</u>
37	25	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>1</u>
38	25	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>1</u>
39	26	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>1</u>
40	26	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>1</u>
41	27	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>1</u>
42	27	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>1</u>
43	28	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>1</u>
44	28	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>1</u>
45	29	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>1</u>
46	29	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>1</u>
47	29	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>1</u>
48	29	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>1</u>
49	30	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>1</u>
50	30	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>1</u>
51	30	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>1</u>
52	30	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>1</u>
53	31	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>1</u>
54	31	<u>34</u>	<u>33</u>	<u>2</u>
55	31	<u>35</u>	<u>34</u>	<u>3</u>
56	31	<u>36</u>	<u>34</u>	<u>4</u>
57	32	<u>37</u>	<u>35</u>	<u>5</u>
58	32	<u>38</u>	<u>35</u>	<u>6</u>
59	32	<u>39</u>	<u>36</u>	<u>7</u>
60	32	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>8</u>
61	33	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>9</u>
62	33	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>10</u>
63	34	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>11</u>
64	34	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>12</u>
65	35	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>13</u>
66	35	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>14</u>
67	36	<u>46</u>	<u>41</u>	<u>15</u>
68	36	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>16</u>
69	37	<u>47</u>	<u>42</u>	<u>17</u>
70	37	<u>47</u>	<u>42</u>	<u>17</u>
71	37	<u>48</u>	<u>43</u>	<u>18</u>
72	38	<u>48</u>	<u>43</u>	<u>18</u>
73	38	<u>49</u>	<u>43</u>	<u>19</u>
74	38	<u>50</u>	<u>44</u>	<u>19</u>
75	39	<u>51</u>	<u>44</u>	<u>20</u>
76	39	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>20</u>
77	39	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>21</u>
78	40	<u>54</u>	<u>45</u>	<u>21</u>

79	40	<u>39</u>	<u>7</u>	
80	40	<u>40</u>	<u>7</u>	
81	41	<u>41</u>	<u>7</u>	
82	41	<u>42</u>	<u>7</u>	
83	42	<u>43</u>	<u>8</u>	
84	42	<u>44</u>	<u>8</u>	
85	43	<u>45</u>	<u>8</u>	
86	43	<u>46</u>	<u>8</u>	
87	44	<u>47</u>	<u>8</u>	
88	44	<u>48</u>	<u>8</u>	
89	45	<u>49</u>	<u>8</u>	
90	45	<u>50</u>	<u>8</u>	
91	45	<u>51</u>	<u>8</u>	
92	46	<u>52</u>	<u>8</u>	
93	46	<u>53</u>	<u>8</u>	
94	46	<u>53</u>	<u>8</u>	
95	47	<u>54</u>	<u>8</u>	
96	47	<u>54</u>	<u>8</u>	
97	47	<u>55</u>	<u>8</u>	
98	48	<u>55</u>		
99	48	<u>56</u>		
100	48	<u>56</u>		
101	49	<u>57</u>		
102	49	<u>58</u>		
103	49	<u>59</u>		
104	49	<u>60</u>		
105	50	<u>61</u>		
106	50	<u>62</u>		
107	50	<u>63</u>		
108	50	<u>64</u>		
109	51	<u>64</u>		
110	51	<u>64</u>		
111	51	<u>64</u>		
112	51	<u>64</u>		
113	52	<u>64</u>		
114	52	<u>64</u>		
115	52	<u>64</u>		
116	52	<u>64</u>		
117	53	<u>64</u>		
118	53	<u>64</u>		
119	53	<u>64</u>		
120	53	<u>64</u>		
121	53	<u>64</u>		

79	40	<u>55</u>	<u>46</u>	<u>22</u>
80	40	<u>56</u>	<u>46</u>	<u>22</u>
81	41	<u>57</u>	<u>47</u>	<u>22</u>
82	41	<u>58</u>	<u>47</u>	<u>22</u>
83	42	<u>59</u>	<u>48</u>	<u>23</u>
84	42	<u>60</u>	<u>48</u>	<u>23</u>
85	43	<u>61</u>	<u>49</u>	<u>23</u>
86	43	<u>62</u>	<u>49</u>	<u>24</u>
87	44	<u>63</u>	<u>49</u>	<u>24</u>
88	44	<u>64</u>	<u>49</u>	<u>24</u>
89	45	<u>65</u>	<u>50</u>	<u>25</u>
90	45	<u>66</u>	<u>50</u>	<u>25</u>
91	45	<u>67</u>	<u>50</u>	<u>25</u>
92	46	<u>68</u>	<u>50</u>	<u>26</u>
93	46	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>26</u>
94	46	<u>69</u>	<u>51</u>	<u>26</u>
95	47	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>27</u>
96	47	<u>70</u>	<u>51</u>	<u>27</u>
97	47	<u>71</u>	<u>51</u>	<u>27</u>
98	48	<u>71</u>	<u>52</u>	
99	48	<u>72</u>	<u>52</u>	
100	48	<u>72</u>	<u>52</u>	
101	49	<u>73</u>	<u>52</u>	
102	49	<u>74</u>	<u>52</u>	
103	49	<u>75</u>	<u>53</u>	
104	49	<u>76</u>	<u>53</u>	
105	50	<u>77</u>	<u>53</u>	
106	50	<u>78</u>	<u>53</u>	
107	50	<u>79</u>	<u>53</u>	
108	50	<u>80</u>	<u>54</u>	
109	51	<u>80</u>	<u>54</u>	
110	51	<u>80</u>	<u>54</u>	
111	51	<u>80</u>	<u>54</u>	
112	51	<u>80</u>	<u>54</u>	
113	52	<u>80</u>	<u>55</u>	
114	52	<u>80</u>		
115	52	<u>80</u>		
116	52	<u>80</u>		
117	53	<u>80</u>		
118	53	<u>80</u>		
119	53	<u>80</u>		
120	53	<u>80</u>		
121	53	<u>80</u>		

122	53	<u>64</u>		
123	54	<u>64</u>		
124	54	<u>64</u>		
125	54	<u>64</u>		
126	54			
127	54			
128	54			
129	55			
130	55			
131	55			
132	55			
133	55			
134	55			
135	56			
136	56			
137	56			
138	56			
139	56			
140	56			
141	57			

122	53	<u>80</u>		
123	54	<u>80</u>		
124	54	<u>80</u>		
125	54	<u>80</u>		
126	54			
127	54			
128	54			
129	55			
130	55			
131	55			
132	55			
133	55			
134	55			
135	56			
136	56			
137	56			
138	56			
139	56			
140	56			
141	57			

議題：第 10 号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 新旧対照表

新						旧					
別表第4（第12条関係） 降格時号給対応表 1 高等学校教育職給料表						別表第4（第12条関係） 降格時号給対応表 1 高等学校教育職給料表					
昇格した日の前日に受けていた号給	降格後の号俸					昇格した日の前日に受けていた号給	降格後の号俸				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級		2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合					2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	21	<u>37</u>	<u>73</u>	<u>36</u>	41	1	21	<u>25</u>	<u>53</u>	<u>29</u>	41
2	22	<u>38</u>	<u>74</u>	<u>36</u>	42	2	22	<u>26</u>	<u>54</u>	<u>30</u>	42
3	23	<u>39</u>	<u>75</u>	<u>36</u>	43	3	23	<u>27</u>	<u>55</u>	<u>31</u>	43
4	24	<u>40</u>	<u>76</u>	<u>37</u>	44	4	24	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>32</u>	44
5	25	<u>41</u>	<u>77</u>	<u>38</u>	45	5	25	<u>29</u>	<u>57</u>	<u>33</u>	45
6	26	<u>42</u>	<u>78</u>	<u>39</u>	46	6	26	<u>30</u>	<u>58</u>	<u>34</u>	46
7	27	<u>43</u>	<u>79</u>	<u>40</u>	47	7	27	<u>31</u>	<u>59</u>	<u>35</u>	47
8	28	<u>44</u>	<u>80</u>	<u>41</u>	48	8	28	<u>32</u>	<u>60</u>	<u>36</u>	48
9	29	<u>45</u>	<u>81</u>	<u>42</u>	<u>50</u>	9	29	<u>33</u>	<u>61</u>	<u>37</u>	<u>49</u>
10	30	<u>46</u>	<u>82</u>	<u>43</u>	<u>52</u>	10	30	<u>34</u>	<u>62</u>	<u>38</u>	<u>50</u>
11	31	<u>47</u>	<u>83</u>	<u>44</u>	<u>54</u>	11	31	<u>35</u>	<u>63</u>	<u>39</u>	<u>51</u>
12	32	<u>48</u>	<u>84</u>	<u>45</u>	<u>56</u>	12	32	<u>36</u>	<u>64</u>	<u>40</u>	<u>52</u>
13	33	<u>49</u>	<u>85</u>	<u>46</u>	<u>58</u>	13	33	<u>37</u>	<u>65</u>	<u>41</u>	<u>53</u>
14	34	<u>50</u>	<u>86</u>	<u>47</u>	<u>60</u>	14	34	<u>38</u>	<u>66</u>	<u>42</u>	<u>54</u>
15	35	<u>51</u>	<u>87</u>	<u>48</u>	<u>61</u>	15	35	<u>39</u>	<u>67</u>	<u>43</u>	<u>55</u>
16	36	<u>52</u>	<u>88</u>	<u>49</u>	<u>61</u>	16	36	<u>40</u>	<u>68</u>	<u>44</u>	<u>56</u>
17	37	<u>53</u>	<u>89</u>	<u>50</u>	<u>61</u>	17	37	<u>41</u>	<u>69</u>	<u>45</u>	<u>57</u>
18	38	<u>54</u>	<u>90</u>	<u>51</u>	<u>61</u>	18	38	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>46</u>	<u>58</u>
19	39	<u>55</u>	<u>91</u>	<u>52</u>	<u>61</u>	19	39	<u>43</u>	<u>71</u>	<u>46</u>	<u>59</u>
20	40	<u>56</u>	<u>92</u>	<u>54</u>	<u>61</u>	20	40	<u>44</u>	<u>72</u>	<u>47</u>	<u>60</u>
21	41	<u>57</u>	<u>93</u>	<u>55</u>	61	21	41	<u>45</u>	<u>73</u>	<u>49</u>	61
22	42	<u>58</u>	<u>94</u>	<u>56</u>		22	42	<u>46</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	<u>62</u>
23	43	<u>59</u>	<u>95</u>	<u>57</u>		23	43	<u>47</u>	<u>75</u>	<u>50</u>	<u>63</u>
24	44	<u>60</u>	<u>96</u>	<u>58</u>		24	44	<u>48</u>	<u>76</u>	<u>51</u>	<u>64</u>
25	46	<u>61</u>	<u>97</u>	<u>59</u>		25	46	<u>49</u>	<u>77</u>	<u>52</u>	<u>66</u>
26	48	<u>62</u>	<u>98</u>	<u>60</u>		26	48	<u>50</u>	<u>78</u>	<u>53</u>	<u>68</u>
27	50	<u>63</u>	<u>99</u>	<u>61</u>		27	50	<u>51</u>	<u>79</u>	<u>54</u>	<u>70</u>
28	52	<u>64</u>	<u>100</u>	<u>62</u>		28	52	<u>52</u>	<u>80</u>	<u>55</u>	<u>72</u>
29	54	<u>65</u>	<u>101</u>	<u>63</u>		29	54	<u>53</u>	<u>81</u>	<u>56</u>	<u>74</u>
30	56	<u>66</u>	<u>102</u>	<u>64</u>		30	56	<u>54</u>	<u>82</u>	<u>57</u>	<u>76</u>
31	58	<u>67</u>	<u>103</u>	<u>66</u>		31	58	<u>55</u>	<u>83</u>	<u>59</u>	<u>77</u>
32	60	<u>68</u>	<u>104</u>	<u>67</u>		32	60	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>60</u>	<u>77</u>

議題：第 10 号

33	62	<u>69</u>	<u>105</u>	<u>68</u>	
34	64	<u>70</u>	<u>106</u>	<u>69</u>	
35	66	<u>71</u>	<u>107</u>	<u>70</u>	
36	68	<u>72</u>	<u>108</u>	<u>71</u>	
37	70	<u>73</u>	<u>110</u>	<u>73</u>	
38	72	<u>74</u>	<u>112</u>	<u>74</u>	
39	74	<u>75</u>	<u>114</u>	<u>76</u>	
40	76	<u>76</u>	<u>116</u>	<u>77</u>	
41	78	<u>77</u>	<u>121</u>	<u>79</u>	
42	80	<u>78</u>	<u>138</u>	<u>80</u>	
43	82	<u>79</u>	<u>143</u>	<u>82</u>	
44	84	<u>80</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
45	86	<u>81</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
46	88	<u>82</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
47	90	<u>83</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
48	92	<u>84</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
49	94	<u>85</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
50	96	<u>86</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
51	98	<u>87</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
52	100	<u>88</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
53	102	<u>89</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
54	104	<u>90</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
55	106	<u>91</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
56	108	<u>92</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
57	112	<u>93</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
58	116	<u>94</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
59	120	<u>95</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
60	124	<u>96</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
61	130	<u>97</u>	<u>145</u>	<u>83</u>	
62	136	<u>98</u>			
63	142	<u>99</u>			
64	148	<u>100</u>			
65	150	<u>101</u>			
66	152	<u>102</u>			
67	153	<u>103</u>			
68	153	<u>104</u>			
69	153	<u>106</u>			
70	153	<u>108</u>			
71	153	<u>110</u>			
72	153	<u>112</u>			
73	153	<u>114</u>			
74	153	<u>116</u>			
75	153	<u>118</u>			

33	62	<u>57</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>77</u>
34	64	<u>58</u>	<u>86</u>	<u>62</u>	<u>77</u>
35	66	<u>59</u>	<u>87</u>	<u>63</u>	<u>77</u>
36	68	<u>60</u>	<u>88</u>	<u>64</u>	<u>77</u>
37	70	<u>61</u>	<u>89</u>	<u>65</u>	<u>77</u>
38	72	<u>62</u>	<u>90</u>	<u>66</u>	
39	74	<u>63</u>	<u>91</u>	<u>67</u>	
40	76	<u>64</u>	<u>92</u>	<u>68</u>	
41	78	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>69</u>	
42	80	<u>66</u>	<u>94</u>	<u>70</u>	
43	82	<u>67</u>	<u>95</u>	<u>71</u>	
44	84	<u>68</u>	<u>96</u>	<u>72</u>	
45	86	<u>69</u>	<u>97</u>	<u>73</u>	
46	88	<u>70</u>	<u>98</u>	<u>74</u>	
47	90	<u>71</u>	<u>99</u>	<u>75</u>	
48	92	<u>72</u>	<u>100</u>	<u>76</u>	
49	94	<u>73</u>	<u>102</u>	<u>78</u>	
50	96	<u>74</u>	<u>104</u>	<u>80</u>	
51	98	<u>75</u>	<u>106</u>	<u>81</u>	
52	100	<u>76</u>	<u>108</u>	<u>82</u>	
53	102	<u>77</u>	<u>110</u>	<u>83</u>	
54	104	<u>78</u>	<u>112</u>	<u>84</u>	
55	106	<u>79</u>	<u>114</u>	<u>85</u>	
56	108	<u>80</u>	<u>116</u>	<u>86</u>	
57	112	<u>81</u>	<u>123</u>	<u>89</u>	
58	116	<u>82</u>	<u>130</u>	<u>90</u>	
59	120	<u>83</u>	<u>142</u>	<u>93</u>	
60	124	<u>84</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
61	130	<u>85</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
62	136	<u>86</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
63	142	<u>87</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
64	148	<u>88</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
65	150	<u>89</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
66	152	<u>90</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
67	153	<u>91</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
68	153	<u>92</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
69	153	<u>93</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
70	153	<u>94</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
71	153	<u>95</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
72	153	<u>96</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
73	153	<u>97</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
74	153	<u>98</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
75	153	<u>99</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	

議題：第 10 号

76	153	<u>120</u>			
77	153	<u>125</u>			
78	153	<u>130</u>			
79	153	<u>135</u>			
80	153	<u>140</u>			
81	153	<u>142</u>			
82	153	<u>144</u>			
83	153	<u>145</u>			
84	153	<u>145</u>			
85	153	<u>145</u>			
86	153	<u>145</u>			
87	153	<u>145</u>			
88	153	<u>145</u>			
89	153	<u>145</u>			
90	153	<u>145</u>			
91	153	<u>145</u>			
92	153	<u>145</u>			
93	153	<u>145</u>			
94	153	<u>145</u>			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				

76	153	<u>100</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
77	153	<u>101</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
78	153	<u>102</u>	<u>145</u>	<u>95</u>	
79	153	<u>103</u>			
80	153	<u>104</u>			
81	153	<u>106</u>			
82	153	<u>108</u>			
83	153	<u>110</u>			
84	153	<u>112</u>			
85	153	<u>114</u>			
86	153	<u>116</u>			
87	153	<u>118</u>			
88	153	<u>120</u>			
89	153	<u>125</u>			
90	153	<u>130</u>			
91	153	<u>135</u>			
92	153	<u>140</u>			
93	153	<u>143</u>			
94	153	<u>144</u>			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153	<u>145</u>			
107	153	<u>145</u>			
108	153	<u>145</u>			
109	153	<u>145</u>			
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				

議題：第 1 0 号

119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

議題：第 10 号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則 新旧対照表

新					旧				
別表第4（第12条関係） 降格時号給対応表 2 商科専門学校教育職給料表					別表第4（第12条関係） 降格時号給対応表 2 商科専門学校教育職給料表				
昇格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				昇格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級		2 級	3 級	4 級	5 級
1	13	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>1</u>	1	13	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>53</u>
2	13	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>2</u>	2	13	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>54</u>
3	13	<u>39</u>	<u>51</u>	<u>3</u>	3	13	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>55</u>
4	15	<u>40</u>	<u>60</u>	<u>4</u>	4	15	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>56</u>
5	16	<u>41</u>	<u>66</u>	<u>17</u>	5	16	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>57</u>
6	17	<u>42</u>	<u>72</u>	<u>17</u>	6	17	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>58</u>
7	19	<u>43</u>	<u>82</u>	<u>17</u>	7	19	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>59</u>
8	20	<u>44</u>	<u>97</u>	<u>17</u>	8	20	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>60</u>
9	21	<u>45</u>	<u>97</u>	<u>17</u>	9	21	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>61</u>
10	22	<u>46</u>	<u>97</u>		10	22	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>62</u>
11	23	<u>47</u>	<u>97</u>		11	23	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>63</u>
12	24	<u>48</u>	<u>97</u>		12	24	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>64</u>
13	25	<u>49</u>	<u>97</u>		13	25	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>65</u>
14	26	<u>50</u>	<u>97</u>		14	26	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>66</u>
15	27	<u>51</u>	<u>97</u>		15	27	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>67</u>
16	28	<u>52</u>	<u>97</u>		16	28	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>68</u>
17	29	<u>53</u>	<u>97</u>		17	29	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>70</u>
18	30	<u>54</u>			18	30	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>72</u>
19	31	<u>55</u>			19	31	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>74</u>
20	32	<u>56</u>			20	32	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>76</u>
21	33	<u>57</u>			21	33	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>78</u>
22	34	<u>58</u>			22	34	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>82</u>
23	35	<u>59</u>			23	35	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>85</u>
24	36	<u>60</u>			24	36	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>88</u>
25	38	<u>61</u>			25	38	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>91</u>
26	40	<u>62</u>			26	40	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>94</u>
27	42	<u>63</u>			27	42	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>97</u>
28	44	<u>64</u>			28	44	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>97</u>
29	48	<u>66</u>			29	48	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>97</u>
30	52	<u>68</u>			30	52	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>97</u>
31	56	<u>70</u>			31	56	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>97</u>
32	60	<u>72</u>			32	60	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>97</u>
33	62	<u>73</u>			33	62	<u>53</u>	<u>54</u>	<u>97</u>
34	64	<u>74</u>			34	64	<u>54</u>	<u>56</u>	<u>97</u>
35	66	<u>75</u>			35	66	<u>55</u>	<u>58</u>	<u>97</u>

議題：第 10 号

36	68	<u>76</u>		
37	71	<u>77</u>		
38	74	<u>78</u>		
39	77	<u>79</u>		
40	80	<u>80</u>		
41	82	<u>81</u>		
42	84	<u>82</u>		
43	86	<u>83</u>		
44	88	<u>84</u>		
45	91	<u>85</u>		
46	94	<u>86</u>		
47	97	<u>87</u>		
48	100	<u>88</u>		
49	104	<u>89</u>		
50	108	<u>90</u>		
51	112	<u>91</u>		
52	116	<u>92</u>		
53	122	<u>94</u>		
54	128	<u>96</u>		
55	134	<u>98</u>		
56	140	<u>100</u>		
57	141	<u>101</u>		
58	141	<u>102</u>		
59	141	<u>103</u>		
60	141	<u>104</u>		
61	141	<u>105</u>		
62	141	<u>106</u>		
63	141	<u>107</u>		
64	141	<u>125</u>		
65	141	<u>125</u>		
66	141	<u>125</u>		
67	141	<u>125</u>		
68	141	<u>125</u>		
69	141	<u>125</u>		
70	141	<u>125</u>		
71	141	<u>125</u>		
72	141	<u>125</u>		
73	141	<u>125</u>		
74	141	<u>125</u>		
75	141	<u>125</u>		
76	141	<u>125</u>		
77	141	<u>125</u>		
78	141	<u>125</u>		

36	68	<u>56</u>	<u>60</u>	<u>97</u>
37	71	<u>57</u>	<u>61</u>	<u>97</u>
38	74	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>97</u>
39	77	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>97</u>
40	80	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>97</u>
41	82	<u>61</u>	<u>67</u>	<u>97</u>
42	84	<u>62</u>	<u>70</u>	<u>97</u>
43	86	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>97</u>
44	88	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>97</u>
45	91	<u>66</u>	<u>78</u>	<u>97</u>
46	94	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>97</u>
47	97	<u>70</u>	<u>82</u>	<u>97</u>
48	100	<u>72</u>	<u>84</u>	<u>97</u>
49	104	<u>73</u>	<u>88</u>	<u>97</u>
50	108	<u>74</u>	<u>92</u>	
51	112	<u>75</u>	<u>97</u>	
52	116	<u>76</u>	<u>102</u>	
53	122	<u>77</u>	<u>107</u>	
54	128	<u>78</u>	<u>112</u>	
55	134	<u>79</u>	<u>113</u>	
56	140	<u>80</u>	<u>113</u>	
57	141	<u>81</u>	<u>113</u>	
58	141	<u>82</u>	<u>113</u>	
59	141	<u>83</u>	<u>113</u>	
60	141	<u>84</u>	<u>113</u>	
61	141	<u>85</u>	<u>113</u>	
62	141	<u>86</u>	<u>113</u>	
63	141	<u>87</u>	<u>113</u>	
64	141	<u>88</u>	<u>113</u>	
65	141	<u>89</u>	<u>113</u>	
66	141	<u>90</u>	<u>113</u>	
67	141	<u>91</u>	<u>113</u>	
68	141	<u>92</u>	<u>113</u>	
69	141	<u>94</u>	<u>113</u>	
70	141	<u>96</u>	<u>113</u>	
71	141	<u>98</u>	<u>113</u>	
72	141	<u>100</u>	<u>113</u>	
73	141	<u>101</u>	<u>113</u>	
74	141	<u>102</u>	<u>113</u>	
75	141	<u>103</u>	<u>113</u>	
76	141	<u>104</u>	<u>113</u>	
77	141	<u>105</u>	<u>113</u>	
78	141	<u>106</u>	<u>113</u>	

議題：第 10 号

79	141	<u>125</u>		
80	141	125		
81	141	125		
82	141	125		
83	141	125		
84	141	125		
85	141	125		
86	141	125		
87	141	125		
88	141	125		
89	141	125		
90	141	125		
91	141	125		
92	141	125		
93	141	125		
94	141	125		
95	141	125		
96	141	125		
97	141	125		
98	141			
99	141			
100	141			
101	141			
102	141			
103	141			
104	141			
105	141			
106	141			
107	141			
108	141			
109	141			
110	141			
111	141			
112	141			
113	141			
114	141			
115	141			
116	141			
117	141			
118	141			
119	141			
120	141			
121	141			

79	141	<u>107</u>	<u>113</u>	
80	141	125	<u>113</u>	
81	141	125	<u>113</u>	
82	141	125	<u>113</u>	
83	141	125	<u>113</u>	
84	141	125	<u>113</u>	
85	141	125	<u>113</u>	
86	141	125	<u>113</u>	
87	141	125	<u>113</u>	
88	141	125	<u>113</u>	
89	141	125	<u>113</u>	
90	141	125	<u>113</u>	
91	141	125	<u>113</u>	
92	141	125	<u>113</u>	
93	141	125	<u>113</u>	
94	141	125	<u>113</u>	
95	141	125	<u>113</u>	
96	141	125	<u>113</u>	
97	141	125	<u>113</u>	
98	141	<u>125</u>		
99	141	<u>125</u>		
100	141	<u>125</u>		
101	141	<u>125</u>		
102	141	<u>125</u>		
103	141	<u>125</u>		
104	141	<u>125</u>		
105	141	<u>125</u>		
106	141	<u>125</u>		
107	141	<u>125</u>		
108	141	<u>125</u>		
109	141	<u>125</u>		
110	141	<u>125</u>		
111	141	<u>125</u>		
112	141	<u>125</u>		
113	141	<u>125</u>		
114	141			
115	141			
116	141			
117	141			
118	141			
119	141			
120	141			
121	141			

議題：第 1 0 号

122	141			
123	141			
124	141			
125	141			

122	141			
123	141			
124	141			
125	141			

議題：第 10 号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（平成 30 年 2 月教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「職務の級」の次に「（承認を要する職務の級へ昇格させる場合にあっては、上位の職務の級）」を加える。

第 17 条を次のように改める。

第 17 条 削除

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

（行政職給料表の 8 級の職員に相当する職員）

第 18 条の 2 条例第 12 条第 3 項第 2 号の規則で定める職員は、商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である職員とする。

別表第 3 から別表第 5 までを次のように改める。

議題：第 10号

別表第3（第9条関係）

昇格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの 昇格の場合	特 2 級から の昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	1	1
1 1	1	1	1	1	1
1 2	1	1	1	1	1
1 3	1	1	1	1	1
1 4	1	1	1	1	1
1 5	1	1	1	1	1
1 6	1	1	1	1	1
1 7	1	1	1	1	1
1 8	1	1	1	1	1
1 9	1	1	1	1	1
2 0	1	1	1	1	1
2 1	1	1	1	1	1

議題：第 1 0 号

2 2	2	1	1	1	1
2 3	3	1	1	1	1
2 4	4	1	1	1	1
2 5	5	1	1	1	1
2 6	6	1	1	1	1
2 7	7	1	1	1	1
2 8	8	1	1	1	1
2 9	9	1	1	1	1
3 0	1 0	1	1	2	1
3 1	1 1	1	1	3	1
3 2	1 2	1	1	4	1
3 3	1 3	1	1	5	1
3 4	1 4	1	1	6	1
3 5	1 5	1	1	7	1
3 6	1 6	1	1	8	1
3 7	1 7	1	1	9	1
3 8	1 8	2	1	1 0	1
3 9	1 9	3	1	1 1	1
4 0	2 0	4	1	1 2	1
4 1	2 1	5	1	1 3	1
4 2	2 2	6	1	1 4	2
4 3	2 3	7	1	1 5	3
4 4	2 4	8	1	1 6	4
4 5	2 5	9	1	1 7	5
4 6	2 5	1 0	1	1 8	6
4 7	2 6	1 1	1	1 9	7
4 8	2 6	1 2	1	2 0	8
4 9	2 7	1 3	1	2 1	9
5 0	2 7	1 4	1	2 2	9

議題：第 1 0 号

5 1	2 8	1 5	1	2 3	1 0
5 2	2 8	1 6	1	2 4	1 0
5 3	2 9	1 7	1	2 5	1 1
5 4	2 9	1 8	1	2 6	1 1
5 5	3 0	1 9	1	2 7	1 2
5 6	3 0	2 0	1	2 8	1 2
5 7	3 1	2 1	1	2 9	1 3
5 8	3 1	2 2	1	3 0	1 3
5 9	3 2	2 3	1	3 1	1 4
6 0	3 2	2 4	1	3 2	1 4
6 1	3 3	2 5	1	3 3	1 5
6 2	3 3	2 6	1	3 4	
6 3	3 4	2 7	1	3 5	
6 4	3 4	2 8	1	3 6	
6 5	3 5	2 9	1	3 7	
6 6	3 5	3 0	1	3 8	
6 7	3 6	3 1	1	3 9	
6 8	3 6	3 2	1	4 0	
6 9	3 7	3 3	1	4 1	
7 0	3 7	3 4	1	4 2	
7 1	3 8	3 5	1	4 3	
7 2	3 8	3 6	1	4 4	
7 3	3 9	3 7	1	4 5	
7 4	3 9	3 8	2	4 6	
7 5	4 0	3 9	3	4 7	
7 6	4 0	4 0	4	4 8	
7 7	4 1	4 1	5	4 9	
7 8	4 1	4 2	6	5 0	
7 9	4 2	4 3	7	5 1	

議題：第 1 0 号

8 0	4 2	4 4	8	5 2	
8 1	4 3	4 5	9	5 2	
8 2	4 3	4 6	1 0	5 2	
8 3	4 4	4 7	1 1	5 3	
8 4	4 4	4 8	1 2	5 3	
8 5	4 5	4 9	1 3	5 3	
8 6	4 5	5 0	1 4	5 4	
8 7	4 6	5 1	1 5	5 4	
8 8	4 6	5 2	1 6	5 4	
8 9	4 7	5 3	1 7	5 5	
9 0	4 7	5 4	1 8	5 5	
9 1	4 8	5 5	1 9	5 5	
9 2	4 8	5 6	2 0	5 6	
9 3	4 9	5 7	2 1	5 6	
9 4	4 9	5 8	2 2	5 6	
9 5	5 0	5 9	2 3	5 7	
9 6	5 0	6 0	2 4	5 7	
9 7	5 1	6 1	2 5	5 7	
9 8	5 1	6 2	2 6	5 7	
9 9	5 2	6 3	2 7	5 7	
1 0 0	5 2	6 4	2 8	5 8	
1 0 1	5 3	6 5	2 9	5 8	
1 0 2	5 3	6 6	3 0	5 8	
1 0 3	5 4	6 7	3 1	5 9	
1 0 4	5 4	6 8	3 2	5 9	
1 0 5	5 5	6 9	3 3	5 9	
1 0 6	5 5	7 0	3 4		
1 0 7	5 6	7 1	3 5		
1 0 8	5 6	7 2	3 6		

議題：第 1 0 号

1 0 9	5 7	7 3	3 7		
1 1 0	5 7	7 4	3 7		
1 1 1	5 7	7 5	3 8		
1 1 2	5 7	7 6	3 8		
1 1 3	5 8	7 7	3 9		
1 1 4	5 8	7 7	3 9		
1 1 5	5 8	7 8	4 0		
1 1 6	5 8	7 8	4 0		
1 1 7	5 9	7 9	4 1		
1 1 8	5 9	7 9	4 1		
1 1 9	5 9	8 0	4 1		
1 2 0	5 9	8 0	4 1		
1 2 1	6 0	8 0	4 1		
1 2 2	6 0	8 0	4 2		
1 2 3	6 0	8 0	4 2		
1 2 4	6 0	8 0	4 2		
1 2 5	6 1	8 0	4 2		
1 2 6	6 1	8 0	4 2		
1 2 7	6 1	8 0	4 2		
1 2 8	6 1	8 0	4 2		
1 2 9	6 1	8 0	4 2		
1 3 0	6 1	8 0	4 2		
1 3 1	6 2	8 0	4 2		
1 3 2	6 2	8 0	4 2		
1 3 3	6 2	8 0	4 2		
1 3 4	6 2	8 0	4 2		
1 3 5	6 2	8 0	4 2		
1 3 6	6 2	8 0	4 2		
1 3 7	6 3	8 0	4 2		

議題：第 1 0 号

1 3 8	6 3	8 0	4 2		
1 3 9	6 3	8 0	4 3		
1 4 0	6 3	8 0	4 3		
1 4 1	6 3	8 1	4 3		
1 4 2	6 3	8 1	4 3		
1 4 3	6 4	8 2	4 3		
1 4 4	6 4	8 2	4 4		
1 4 5	6 4	8 3	4 4		
1 4 6	6 4				
1 4 7	6 4				
1 4 8	6 4				
1 4 9	6 5				
1 5 0	6 5				
1 5 1	6 6				
1 5 2	6 6				
1 5 3	6 7				

議題：第 10 号

2 商科専門学校教育職給料表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	2
3	1	1	1	3
4	1	1	1	4
5	1	1	1	5
6	1	1	1	5
7	1	1	1	5
8	1	1	1	5
9	1	1	1	5
1 0	1	1	1	5
1 1	1	1	1	5
1 2	1	1	1	5
1 3	1	1	1	5
1 4	2	1	1	5
1 5	3	1	1	5
1 6	4	1	1	5
1 7	5	1	1	5
1 8	6	1	1	
1 9	7	1	1	
2 0	8	1	1	
2 1	9	1	1	
2 2	1 0	1	1	
2 3	1 1	1	1	
2 4	1 2	1	1	

議題：第 1 0 号

2 5	1 3	1	1	
2 6	1 4	1	1	
2 7	1 5	1	1	
2 8	1 6	1	1	
2 9	1 7	1	1	
3 0	1 8	1	1	
3 1	1 9	1	1	
3 2	2 0	1	1	
3 3	2 1	1	1	
3 4	2 2	1	1	
3 5	2 3	1	1	
3 6	2 4	1	1	
3 7	2 5	1	1	
3 8	2 5	2	2	
3 9	2 6	3	2	
4 0	2 6	4	2	
4 1	2 7	5	2	
4 2	2 7	6	2	
4 3	2 8	7	2	
4 4	2 8	8	2	
4 5	2 9	9	3	
4 6	2 9	1 0	3	
4 7	2 9	1 1	3	
4 8	2 9	1 2	3	
4 9	3 0	1 3	3	
5 0	3 0	1 4	3	
5 1	3 0	1 5	3	
5 2	3 0	1 6	4	
5 3	3 1	1 7	4	

議題：第 1 0 号

5 4	3 1	1 8	4	
5 5	3 1	1 9	4	
5 6	3 1	2 0	4	
5 7	3 2	2 1	4	
5 8	3 2	2 2	4	
5 9	3 2	2 3	4	
6 0	3 2	2 4	4	
6 1	3 3	2 5	5	
6 2	3 3	2 6	5	
6 3	3 4	2 7	5	
6 4	3 4	2 8	5	
6 5	3 5	2 9	5	
6 6	3 5	2 9	5	
6 7	3 6	3 0	6	
6 8	3 6	3 0	6	
6 9	3 7	3 1	6	
7 0	3 7	3 1	6	
7 1	3 7	3 2	6	
7 2	3 8	3 2	6	
7 3	3 8	3 3	7	
7 4	3 8	3 4	7	
7 5	3 9	3 5	7	
7 6	3 9	3 6	7	
7 7	3 9	3 7	7	
7 8	4 0	3 8	7	
7 9	4 0	3 9	7	
8 0	4 0	4 0	7	
8 1	4 1	4 1	7	
8 2	4 1	4 2	7	

議題：第 1 0 号

8 3	4 2	4 3	8	
8 4	4 2	4 4	8	
8 5	4 3	4 5	8	
8 6	4 3	4 6	8	
8 7	4 4	4 7	8	
8 8	4 4	4 8	8	
8 9	4 5	4 9	8	
9 0	4 5	5 0	8	
9 1	4 5	5 1	8	
9 2	4 6	5 2	8	
9 3	4 6	5 3	8	
9 4	4 6	5 3	8	
9 5	4 7	5 4	8	
9 6	4 7	5 4	8	
9 7	4 7	5 5	8	
9 8	4 8	5 5		
9 9	4 8	5 6		
1 0 0	4 8	5 6		
1 0 1	4 9	5 7		
1 0 2	4 9	5 8		
1 0 3	4 9	5 9		
1 0 4	4 9	6 0		
1 0 5	5 0	6 1		
1 0 6	5 0	6 2		
1 0 7	5 0	6 3		
1 0 8	5 0	6 4		
1 0 9	5 1	6 4		
1 1 0	5 1	6 4		
1 1 1	5 1	6 4		

議題：第 1 0 号

1 1 2	5 1	6 4		
1 1 3	5 2	6 4		
1 1 4	5 2	6 4		
1 1 5	5 2	6 4		
1 1 6	5 2	6 4		
1 1 7	5 3	6 4		
1 1 8	5 3	6 4		
1 1 9	5 3	6 4		
1 2 0	5 3	6 4		
1 2 1	5 3	6 4		
1 2 2	5 3	6 4		
1 2 3	5 4	6 4		
1 2 4	5 4	6 4		
1 2 5	5 4	6 4		
1 2 6	5 4			
1 2 7	5 4			
1 2 8	5 4			
1 2 9	5 5			
1 3 0	5 5			
1 3 1	5 5			
1 3 2	5 5			
1 3 3	5 5			
1 3 4	5 5			
1 3 5	5 6			
1 3 6	5 6			
1 3 7	5 6			
1 3 8	5 6			
1 3 9	5 6			
1 4 0	5 6			

議題：第 1 0 号

1 4 1	5 7			
-------	-----	--	--	--

議題：第 10 号

別表第 4（第 12 条関係）

降格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級 から の 降 格 の 場 合	3 級 から の 降 格 の 場 合		
1	2 1	3 7	7 3	3 6	4 1
2	2 2	3 8	7 4	3 6	4 2
3	2 3	3 9	7 5	3 6	4 3
4	2 4	4 0	7 6	3 7	4 4
5	2 5	4 1	7 7	3 8	4 5
6	2 6	4 2	7 8	3 9	4 6
7	2 7	4 3	7 9	4 0	4 7
8	2 8	4 4	8 0	4 1	4 8
9	2 9	4 5	8 1	4 2	5 0
1 0	3 0	4 6	8 2	4 3	5 2
1 1	3 1	4 7	8 3	4 4	5 4
1 2	3 2	4 8	8 4	4 5	5 6
1 3	3 3	4 9	8 5	4 6	5 8
1 4	3 4	5 0	8 6	4 7	6 0
1 5	3 5	5 1	8 7	4 8	6 1
1 6	3 6	5 2	8 8	4 9	6 1
1 7	3 7	5 3	8 9	5 0	6 1
1 8	3 8	5 4	9 0	5 1	6 1
1 9	3 9	5 5	9 1	5 2	6 1
2 0	4 0	5 6	9 2	5 4	6 1
2 1	4 1	5 7	9 3	5 5	6 1

議題：第 1 0 号

2 2	4 2	5 8	9 4	5 6	
2 3	4 3	5 9	9 5	5 7	
2 4	4 4	6 0	9 6	5 8	
2 5	4 6	6 1	9 7	5 9	
2 6	4 8	6 2	9 8	6 0	
2 7	5 0	6 3	9 9	6 1	
2 8	5 2	6 4	1 0 0	6 2	
2 9	5 4	6 5	1 0 1	6 3	
3 0	5 6	6 6	1 0 2	6 4	
3 1	5 8	6 7	1 0 3	6 6	
3 2	6 0	6 8	1 0 4	6 7	
3 3	6 2	6 9	1 0 5	6 8	
3 4	6 4	7 0	1 0 6	6 9	
3 5	6 6	7 1	1 0 7	7 0	
3 6	6 8	7 2	1 0 8	7 1	
3 7	7 0	7 3	1 1 0	7 3	
3 8	7 2	7 4	1 1 2	7 4	
3 9	7 4	7 5	1 1 4	7 6	
4 0	7 6	7 6	1 1 6	7 7	
4 1	7 8	7 7	1 2 1	7 9	
4 2	8 0	7 8	1 3 8	8 0	
4 3	8 2	7 9	1 4 3	8 2	
4 4	8 4	8 0	1 4 5	8 3	
4 5	8 6	8 1	1 4 5	8 3	
4 6	8 8	8 2	1 4 5	8 3	
4 7	9 0	8 3	1 4 5	8 3	
4 8	9 2	8 4	1 4 5	8 3	
4 9	9 4	8 5	1 4 5	8 3	
5 0	9 6	8 6	1 4 5	8 3	

議題：第 1 0 号

5 1	9 8	8 7	1 4 5	8 3	
5 2	1 0 0	8 8	1 4 5	8 3	
5 3	1 0 2	8 9	1 4 5	8 3	
5 4	1 0 4	9 0	1 4 5	8 3	
5 5	1 0 6	9 1	1 4 5	8 3	
5 6	1 0 8	9 2	1 4 5	8 3	
5 7	1 1 2	9 3	1 4 5	8 3	
5 8	1 1 6	9 4	1 4 5	8 3	
5 9	1 2 0	9 5	1 4 5	8 3	
6 0	1 2 4	9 6	1 4 5	8 3	
6 1	1 3 0	9 7	1 4 5	8 3	
6 2	1 3 6	9 8			
6 3	1 4 2	9 9			
6 4	1 4 8	1 0 0			
6 5	1 5 0	1 0 1			
6 6	1 5 2	1 0 2			
6 7	1 5 3	1 0 3			
6 8	1 5 3	1 0 4			
6 9	1 5 3	1 0 6			
7 0	1 5 3	1 0 8			
7 1	1 5 3	1 1 0			
7 2	1 5 3	1 1 2			
7 3	1 5 3	1 1 4			
7 4	1 5 3	1 1 6			
7 5	1 5 3	1 1 8			
7 6	1 5 3	1 2 0			
7 7	1 5 3	1 2 5			
7 8	1 5 3	1 3 0			
7 9	1 5 3	1 3 5			

議題：第 1 0 号

8 0	1 5 3	1 4 0			
8 1	1 5 3	1 4 2			
8 2	1 5 3	1 4 4			
8 3	1 5 3	1 4 5			
8 4	1 5 3	1 4 5			
8 5	1 5 3	1 4 5			
8 6	1 5 3	1 4 5			
8 7	1 5 3	1 4 5			
8 8	1 5 3	1 4 5			
8 9	1 5 3	1 4 5			
9 0	1 5 3	1 4 5			
9 1	1 5 3	1 4 5			
9 2	1 5 3	1 4 5			
9 3	1 5 3	1 4 5			
9 4	1 5 3	1 4 5			
9 5	1 5 3	1 4 5			
9 6	1 5 3	1 4 5			
9 7	1 5 3	1 4 5			
9 8	1 5 3	1 4 5			
9 9	1 5 3	1 4 5			
1 0 0	1 5 3	1 4 5			
1 0 1	1 5 3	1 4 5			
1 0 2	1 5 3	1 4 5			
1 0 3	1 5 3	1 4 5			
1 0 4	1 5 3	1 4 5			
1 0 5	1 5 3	1 4 5			
1 0 6	1 5 3				
1 0 7	1 5 3				
1 0 8	1 5 3				

議題：第 1 0 号

1 0 9	1 5 3				
1 1 0	1 5 3				
1 1 1	1 5 3				
1 1 2	1 5 3				
1 1 3	1 5 3				
1 1 4	1 5 3				
1 1 5	1 5 3				
1 1 6	1 5 3				
1 1 7	1 5 3				
1 1 8	1 5 3				
1 1 9	1 5 3				
1 2 0	1 5 3				
1 2 1	1 5 3				
1 2 2	1 5 3				
1 2 3	1 5 3				
1 2 4	1 5 3				
1 2 5	1 5 3				
1 2 6	1 5 3				
1 2 7	1 5 3				
1 2 8	1 5 3				
1 2 9	1 5 3				
1 3 0	1 5 3				
1 3 1	1 5 3				
1 3 2	1 5 3				
1 3 3	1 5 3				
1 3 4	1 5 3				
1 3 5	1 5 3				
1 3 6	1 5 3				
1 3 7	1 5 3				

議題：第 1 0 号

1 3 8	1 5 3				
1 3 9	1 5 3				
1 4 0	1 5 3				
1 4 1	1 5 3				
1 4 2	1 5 3				
1 4 3	1 5 3				
1 4 4	1 5 3				
1 4 5	1 5 3				

議題：第10号

2 商科専門学校教育職給料表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1 3	3 7	3 7	1
2	1 4	3 8	4 4	2
3	1 4	3 9	5 1	3
4	1 5	4 0	6 0	4
5	1 6	4 1	6 6	1 7
6	1 8	4 2	7 2	1 7
7	1 9	4 3	8 2	1 7
8	2 0	4 4	9 7	1 7
9	2 1	4 5	9 7	1 7
1 0	2 2	4 6	9 7	
1 1	2 3	4 7	9 7	
1 2	2 4	4 8	9 7	
1 3	2 5	4 9	9 7	
1 4	2 6	5 0	9 7	
1 5	2 7	5 1	9 7	
1 6	2 8	5 2	9 7	
1 7	2 9	5 3	9 7	
1 8	3 0	5 4		
1 9	3 1	5 5		
2 0	3 2	5 6		
2 1	3 3	5 7		
2 2	3 4	5 8		
2 3	3 5	5 9		
2 4	3 6	6 0		
2 5	3 8	6 1		

議題：第 1 0 号

2 6	4 0	6 2		
2 7	4 2	6 3		
2 8	4 4	6 4		
2 9	4 8	6 6		
3 0	5 2	6 8		
3 1	5 6	7 0		
3 2	6 0	7 2		
3 3	6 2	7 3		
3 4	6 4	7 4		
3 5	6 6	7 5		
3 6	6 8	7 6		
3 7	7 1	7 7		
3 8	7 4	7 8		
3 9	7 7	7 9		
4 0	8 0	8 0		
4 1	8 2	8 1		
4 2	8 4	8 2		
4 3	8 6	8 3		
4 4	8 8	8 4		
4 5	9 1	8 5		
4 6	9 4	8 6		
4 7	9 7	8 7		
4 8	1 0 0	8 8		
4 9	1 0 4	8 9		
5 0	1 0 8	9 0		
5 1	1 1 2	9 1		
5 2	1 1 6	9 2		
5 3	1 2 2	9 4		
5 4	1 2 8	9 6		

議題：第 1 0 号

5 5	1 3 4	9 8		
5 6	1 4 0	1 0 0		
5 7	1 4 1	1 0 1		
5 8	1 4 1	1 0 2		
5 9	1 4 1	1 0 3		
6 0	1 4 1	1 0 4		
6 1	1 4 1	1 0 5		
6 2	1 4 1	1 0 6		
6 3	1 4 1	1 0 7		
6 4	1 4 1	1 2 5		
6 5	1 4 1	1 2 5		
6 6	1 4 1	1 2 5		
6 7	1 4 1	1 2 5		
6 8	1 4 1	1 2 5		
6 9	1 4 1	1 2 5		
7 0	1 4 1	1 2 5		
7 1	1 4 1	1 2 5		
7 2	1 4 1	1 2 5		
7 3	1 4 1	1 2 5		
7 4	1 4 1	1 2 5		
7 5	1 4 1	1 2 5		
7 6	1 4 1	1 2 5		
7 7	1 4 1	1 2 5		
7 8	1 4 1	1 2 5		
7 9	1 4 1	1 2 5		
8 0	1 4 1	1 2 5		
8 1	1 4 1	1 2 5		
8 2	1 4 1	1 2 5		
8 3	1 4 1	1 2 5		

議題：第 1 0 号

8 4	1 4 1	1 2 5		
8 5	1 4 1	1 2 5		
8 6	1 4 1	1 2 5		
8 7	1 4 1	1 2 5		
8 8	1 4 1	1 2 5		
8 9	1 4 1	1 2 5		
9 0	1 4 1	1 2 5		
9 1	1 4 1	1 2 5		
9 2	1 4 1	1 2 5		
9 3	1 4 1	1 2 5		
9 4	1 4 1	1 2 5		
9 5	1 4 1	1 2 5		
9 6	1 4 1	1 2 5		
9 7	1 4 1	1 2 5		
9 8	1 4 1			
9 9	1 4 1			
1 0 0	1 4 1			
1 0 1	1 4 1			
1 0 2	1 4 1			
1 0 3	1 4 1			
1 0 4	1 4 1			
1 0 5	1 4 1			
1 0 6	1 4 1			
1 0 7	1 4 1			
1 0 8	1 4 1			
1 0 9	1 4 1			
1 1 0	1 4 1			
1 1 1	1 4 1			
1 1 2	1 4 1			

議題：第 1 0 号

1 1 3	1 4 1			
1 1 4	1 4 1			
1 1 5	1 4 1			
1 1 6	1 4 1			
1 1 7	1 4 1			
1 1 8	1 4 1			
1 1 9	1 4 1			
1 2 0	1 4 1			
1 2 1	1 4 1			
1 2 2	1 4 1			
1 2 3	1 4 1			
1 2 4	1 4 1			
1 2 5	1 4 1			

議題：第 10 号

別表第 5（第 18 条関係）

昇給号給数表

1 行政職給料表 7 級以下相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4（高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの又は商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 级以上であるものにあつては 3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- この表は、第 18 条の 2 に規定する職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第 12 条第 3 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

2 行政職給料表 8 级以上相当職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
------	---	---	---	---	---

議題：第 10号

昇給の号 給数	2	1	0	0	0
------------	---	---	---	---	---

備考 この表は、第 18 条の 2 に規定する職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下、「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則第 9 条又は第 12 条の規定を適用する。

(雑則)

- 3 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を 改正する規則について（原案）

1 改正の理由及び改正規則

（１）改正理由

教育委員会では、ワーク・ライフ・バランスの向上のため、育児短時間勤務制度を新たに導入するため、令和 6 年度 1 2 月議会において、「甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例」の一部を改正したところである。

これに伴い、「甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例」を施行するにあたり、「甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則」において、必要な規定を整備するため、所要の改正を行うものである。

（２）改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年 3 月教委規則第 7 号）

2 改正の主な内容

（１）育児短時間勤務について

小学校就学始期に達するまでの子を養育する常勤学校職員は、公務の運営に支障がない場合、請求に基づき、育児短時間勤務をすることができるものとする。

また、勤務できる時間帯は任意とし、給料は時間数に応じ、減額して支給する。

（２）子の看護休暇について

① 子の看護等休暇への名称変更

ア 子の行事参加等でも休暇を可能とするため、「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に名称を改める。

② 子の看護等休暇の取得要件の変更

ア 「看護等」の取得要件について、「学校保健安全法第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずる場合に、その子の世話をを行うこと」、「その子の教育若しくは保育に係る行事のうち、入園、卒

議題：第 1 1 号

園又は入学の式典その他これに準ずる式典に参加すること」を追加する。

(3) 介護休暇について

- ① 学校職員が介護休暇を受けられる要介護者に「孫」を加える。
- ② 介護休暇の請求については、要介護者の各々が負傷、疾病、老齢等で介護が必要な状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を越えない範囲内で指定する期間とする。

(4) 介護時間について

- ① 介護時間に係る規定を加える。
- ② 介護時間の単位は 3 0 分とし、1 日に 2 時間（部分休暇、育児休暇及び高齢者部分休業を受けている場合は、その時間を減じる）を超えない範囲の時間とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

4 教育委員会への議題時期

令和 7 年 3 月定例教育委員会

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則 平成 7 年 3 月 3 1 日 教委規則第 7 号 <u>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</u> <u>第 4 条の 2 第 2 条の規定は、育児短時間勤務職員等（条例第 3 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）には適用しない。</u> （時間外勤務を命ずる際の考慮） 第 7 条 教育委員会は、職員に時間外勤務（条例第 9 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 略 <u>3 条例第 9 条第 2 項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。</u>	○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則 平成 7 年 3 月 3 1 日 教委規則第 7 号 <u>（新設）</u> （時間外勤務を命ずる際の考慮） 第 7 条 教育委員会は、職員に時間外勤務（条例第 9 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 略 <u>（新設）</u>

議題：第 1 1 号

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第7条の2の2 条例第9条の2第1項のその他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、甲府市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第18号)第2条の2に定める児童とする。

2 条例第9条の2第1項の常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

第7条の4 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(削除)

(4) 条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)が、民法(明治2

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

(新設)

第7条の2の2 条例第9条の2第1項の _____ 教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

第7条の4 深夜勤務制限請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第7条の2の2に定める者に該当することとなった場合

(新設)

議題：第 1 1 号

9 年法律第 8 9 号) 第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと (特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 ～ 4 略

第 7 条の 7 時間外勤務制限請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1) ～ (3) 略

(4) 特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと (特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。) 又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場

(新設)

2 ～ 4 略

第 7 条の 7 時間外勤務制限請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

(1) ～ (3) 略

(新設)

議題：第 1 1 号

全

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第 9 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する職員に該当しなくなった場合

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 7 条の 8 第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 6 及び第 7 条の 7 の規定(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 7 条の 7 第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び同条第 2 項第 2 号を除く。)は、条例第 9 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定により、職員が要介護者(条例第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)を介護する場合の深夜勤務又は時間外勤務について準用する。この場合において、第 7 条の 3 第 1 項中「条例第 9 条の 2 第 1 項」とあるのは「条例第 9 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項」と、第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、_____、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号又は第 2 号_____」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号又は

(新設)

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 7 条の 8 第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 7 条の 6 及び第 7 条の 7 の規定(第 7 条の 4 第 1 項第 4 号及び第 7 条の 7第 2 項第 2 号を除く。)は、条例第 9 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項及び第 3 項_____の規定により、職員が要介護者_____を介護する場合の深夜勤務又は時間外勤務について準用する。この場合において、第 7 条の 3 第 1 項中「条例第 9 条の 2 第 1 項」とあるのは「条例第 9 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項」と、第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号から第 3 号まで_____」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号から

議題：第 1 1 号

第2号」と、同条第4項中「前条第4項」とあるのは「第7条の8において準用する第7条の3第4項」と、第7条の6第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第4項において準用する同条第3項」と、「ならない。この場合において、条例第9条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、第7条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と_____、同条第2項第1号中「前項各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号又は第2号」と_____、同条第4項中「前条第5項」とあるのは「第7条の8において準用する第7条の6第5項」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇の日数)

第9条 条例第13条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、20日に育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第3条第2項又は第3項の規定に

第3号まで」と、同条第4項中「前条第4項」とあるのは「第7条の8において準用する第7条の3第4項」と、第7条の6第1項中「条例第9条の2第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条の2第4項において準用する同条第3項」と、「ならない。この場合において、条例第9条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、第7条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項第1号中「前項各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号から第3号まで」と、「育児」とあるのは「介護」と、同条第4項中「前条第5項」とあるのは「第7条の8において準用する第7条の6第5項」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇の日数)

第9条 条例第13条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、20日に_____定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第3条第2項_____の規定に

議題：第 1 1 号

基づき定められた育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第 3 9 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第 3 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員の採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第 9 条の 2 条例第 1 3 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

基づき定められた_____定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 4 5 分を 1 日として日に換算して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第 3 9 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第 3 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する継続勤務年数の計算に当たり定年前再任用短時間勤務職員の_____採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第 9 条の 2 条例第 1 3 条第 1 項第 2 号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表の日数欄に掲げる日数（_____定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

議題：第 1 1 号

(2) 当該年において国家公務員等（条例第 1 3 条第 1 項第 3 号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2～3 略

4 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める日数は、20 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 略

（年次有給休暇の単位）

(2) 当該年において国家公務員等（条例第 1 3 条第 1 項第 3 号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が_____定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2～3 略

4 条例第 1 3 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める日数は、20 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が_____定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 略

（年次有給休暇の単位）

議題：第11号

第 11 条 年次有給休暇は、1 日を単位とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、半日（育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1 日）又は 1 時間を単位とすることができる。

2 略

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合に
は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数を
もって1目とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) ~ (3) 略

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

4 略

(子の看護等休暇)

第24条 子の看護等休暇は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、その

[illegible]

2 略

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1目とする。

(1) 次号及び第3号 に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) ~ (3) 略

(新設)

4 略

(子の看護休暇)

第24条 子の看護休暇 は、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、その

議題：第11号

子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止若しくは同法第20条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 子の看護等休暇の期間は、一の年における期間とする。
- 3 子の看護等休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 4 1時間を単位として使用した子の看護等休暇を日に換算する場合には、第11条第3項の規定を準用する。

（短期の介護休暇）

第24条の2 条例別表第1の16の項の教育委員会規則で定める世話は、要介護者
_____の通院等の付
添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話とする。

子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他の疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うこと

_____をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 子の看護休暇の期間は、一の年における期間とする。
- 3 子の看護休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 4 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第11条第3項の規定を準用する。

（短期の介護休暇）

第24条の2 条例別表第1の15の項の教育委員会規則で定める世話は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）
_____の通院等の付
添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話とする。

議題：第11号

2~5 略

(夏季休暇)

第25条 夏季休暇は、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 夏季休暇の期間は、一の年の6月から10月までの間において連続する期間とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる。

(介護休暇)

第30条 条例第16条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、**孫**及び兄弟姉妹

(2) 略

2~3 略

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日について
は、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減

2~5 略

(夏季休暇)

第 25 条 夏季休暇は、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 夏季休暇の期間は、一の年の6月から9月までの間において連続する期間とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる。

(介護休暇)

第30条 条例第16条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母 及び兄弟姉妹

(2) 略

2 ~ 3 略

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間

議題：第 1 1 号

じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

第 3 0 条の 2 前条第 1 項の規定は、職員が介護時間を受けることができる要介護者について準用する。

2 介護時間の単位は、3 0 分とする。

3 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業、第 2 2 条の規定による育児休暇又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 6 年 1 2 月条例第 3 2 号）第 2 条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業、当該育児休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第 3 4 条 教育委員会は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第 1 6 条第 1 項又は第 1 6 条の 2 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

の範囲内とする。

（新設）

（介護休暇_____の承認）

第 3 4 条 教育委員会は、介護休暇_____の請求について、条例第 1 6 条第 1 項_____に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

議題：第11号

(介護休暇の請求)

第38条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、その事由、条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）を書面に記載して、教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の場合において、**1回の指定期間**

_____について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、**原則として**2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3 職員は、第1項の規定による申出に基づき指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。

4 任命権者は、第1項の規定により職員が申し出た指定を希望する期間（以下「申出の期間」という。）又は指定した指定期間の末日の翌日から前項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が明らかに介護休暇を承認できない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間につ

(介護休暇の請求)

第38条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、その事由、**期間等**
_____を書面に記載して、教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の場合において、**条例第16条第2項に規定する介護を必要と**

する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、_____ 2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

議題：第 1 1 号

いて指定期間を指定するものとする。

5 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

(介護時間の請求)

第38条の2 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、教育委員会に請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第40条 第37条第1項、第38条第1項、第38条の2又は前条の請求があった場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

2 教育委員会は、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。

(新設)

(休暇の承認の決定等)

第40条 第37条第1項、第38条第1項_____又は前条の請求があった場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

2 教育委員会は、傷病休暇、特別休暇、介護休暇_____又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。

議題：第 1 1 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年 3 月 3 1 日教委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第 4 条の 2 第 2 条の規定は、育児短時間勤務職員等（条例第 3 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）には適用しない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 条例第 9 条第 2 項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に時間外勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第 7 条の 2 の 2 中「第 9 条の 2 第 1 項の」の次に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 9 条の 2 第 1 項のその他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者は、甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月条例第 1 8 号）第 2 条の 2 に定める児童とする。

第 7 条の 4 第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 条例第 9 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこ

議題：第 1 1 号

と（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

第 7 条の 4 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 7 条の 7 第 1 項に次の 2 号を加える。

- (4) 特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合

- (5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第 9 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する職員に該当しなくなった場合

第 7 条の 8 中「第 7 条の 4 第 1 項第 4 号及び第 7 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 7 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 7 条の 7 第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び同条第 2 項第 2 号」に、「同条第 1 項及び第 3 項」を「同条第 1 項から第 3 項まで」に改め、「職員が要介護者」の次に「（条例第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を加え、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「から第 3 号まで」を「又は第 2 号」に改め、「、「育児」とあるのは「介護」と」を削る。

第 9 条第 1 項中「2 0 日に」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を、「第 3 条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「定められた」の次に「育児短時間勤務職員等及び」を加え、同条第 2 項中「定年前再任用短時間勤務職員の」の次に「採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該」を加える。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 4 項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

第 1 1 条第 1 項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 3 項第 1 号中「及び第 3 号」を

議題：第 1 1 号

「から第 4 号まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。以下「育児休業法」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第 1 0 条第 1 項第 1 号 3 時間 5 5 分

イ 育児休業法第 1 0 条第 1 項第 2 号 4 時間 5 5 分

ウ 育児休業法第 1 0 条第 1 項第 3 号又は第 4 号 7 時間 4 5 分

第 2 4 条の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第 1 項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他の疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うこと」を「、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 1 9 条の規定による出席停止若しくは同法第 2 0 条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第 2 4 条の 2 第 1 項中「1 5 の項」を「1 6 の項」に、「条例第 1 6 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「9 月」を「1 0 月」に改める。

第 3 0 条第 1 項中「であって職員と同居しているもの」を「（第 2 号に掲げる者にあつては職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第 1 号中「祖父母」の次に「、孫」を加え、同条第 4 項中「4 時間の」を「4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない」に改める。

第 3 0 条の次に次の 1 条を加える。

（介護時間）

議題：第 1 1 号

第 3 0 条の 2 前条第 1 項の規定は、職員が介護時間を受けることができる要介護者について準用する。

2 介護時間の単位は、3 0 分とする。

3 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業、第 2 2 条の規定による育児休暇又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 6 年 1 2 月条例第 3 2 号）第 2 条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業、当該育児休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第 3 4 条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第 1 6 条第 1 項」の次に「又は第 1 6 条の 2 第 1 項」を加える。

第 3 8 条第 1 項中「期間等」を「条例第 1 6 条第 1 項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）」に改め、同条第 2 項中「条例第 1 6 条第 2 項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1 回の指定期間」に、「2 週間」を「原則として 2 週間」に改め、同条に次の 3 項を加える。

3 職員は、第 1 項の規定による申出に基づき指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。

4 任命権者は、第 1 項の規定により職員が申し出た指定を希望する期間（以下「申出の期間」という。）又は指定した指定期間の末日の翌日から前項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が明らかに介護休暇を承認できない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

5 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1 月に満たない期間は、3 0 日をもって 1 月とする。

議題：第 1 1 号

第 3 8 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間の請求)

第 3 8 条の 2 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面に記載して、教育委員会に請求しなければならない。

第 4 0 条第 1 項中「第 3 8 条第 1 項」の次に「第 3 8 条の 2」を加え、同条第 2 項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議題：第 1 2 号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の 一部を改正する規則について（原案）

1 改正の理由及び改正規則

（１）改正理由

国家公務員においては、人事院規則を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から「子の看護等休暇や非常勤職員の休暇の見直し」、「超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大」及び「仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備」を行うところである。

本市においても、国と権衡を失しないよう、条例改正を行ったことに伴い、甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の該当する箇所について所要の改正を行う。

（２）改正する規則

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則（平成 2 年 3 月教委規則第 4 号）

2 改正の内容

「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」へ名称変更する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和 7 年 3 月定例教育委員会

議題：第 1 2 号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則（平成 2 年教育委員会規則第 4 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則 平成 2 年 3 月 3 1 日 教委規則第 4 号 （勤務時間、休日、休暇等） 第 9 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、常勤職員の勤務時間に定められた規定を準用する。ただし、休暇については年次有給休暇、傷病休暇、生理休暇、忌引、父母の祭日休暇、夏季休暇、特別休暇、選挙権等行使休暇、産前産後休暇、男性職員の育児参加休暇、妊娠中又は出産後の職員の通院休暇、骨髄等提供休暇、育児休暇、<u>子の看護等休暇</u>、短期の介護休暇、ボランティア休暇、介護休暇及び介護時間とし、その取扱いについては、別に定める。	○甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則 平成 2 年 3 月 3 1 日 教委規則第 4 号 （勤務時間、休日、休暇等） 第9条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、常勤職員の勤務時間に定められた規定を準用する。ただし、休暇については年次有給休暇、傷病休暇、生理休暇、忌引、父母の祭日休暇、夏季休暇、特別休暇、選挙権等行使休暇、産前産後休暇、男性職員の育児参加休暇、妊娠中又は出産後の職員の通院休暇、骨髄等提供休暇、育児休暇、<u>子の看護休暇</u>、短期の介護休暇、ボランティア休暇、介護休暇及び介護時間とし、その取扱いについては、別に定める。

議題：第 12 号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

甲府市教育委員会
教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会臨時的任用教職員に関する規則（令和 2 年 3 月教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

議題：第 13 号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

甲府市総合市民会館の利用に際し、施設利用と併せて設備器具の利用料金を定め、利用の許可を行っているが、指定管理者が維持管理を行ううえで、利用しない設備器具の削除及び利用者の利便性を考慮し、時代に即した設備器具の見直しを行うため、規則の一部を改正する。

2 改正内容

- （１）別表（第 7 条関係）中、「CD/MD デッキ」「カセットテープデッキ」「映写機（16 ミリメートル）」「移動式映写機（16 ミリメートル）」を削除する。
- （２）同別表中、「カラーフィルター」「テレビモニター」「看板枠」を加える。
- （３）同別表中、「舞踏用シート」を「リノリウム」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 提案時期

令和 7 年 3 月臨時教育委員会（令和 7 年 3 月下旬）

議題：第 1 3 号

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成 2 年教育委員会規則第 1 1 号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
○甲府市総合市民会館条例施行規則				○甲府市総合市民会館条例施行規則			
平成 2 年 9 月 2 8 日				平成 2 年 9 月 2 8 日			
教委規則第 1 1 号				教委規則第 1 1 号			
第 1 条～第 1 5 条（略）				第 1 条～第 1 5 条（略）			
別表（第 7 条関係）				別表（第 7 条関係）			
（平 3 教委規則 1 4・平 3 教委規則 1 5・改、平 5 教委規則 5・平 9 教委規則 5・全改、平 2 5 教委規則 7・改、平 2 6 教委規則 1・令元教委規則 9・全改）				（平 3 教委規則 1 4・平 3 教委規則 1 5・改、平 5 教委規則 5・平 9 教委規則 5・全改、平 2 5 教委規則 7・改、平 2 6 教委規則 1・令元教委規則 9・全改）			
設備器具利用料金				設備器具利用料金			
分類	品名	単位	利用料金	分類	品名	単位	利用料金
舞台 設備	音響反射板	1 式	8, 2 4 0 円	舞台 設備	音響反射板	1 式	8, 2 4 0 円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1 式	1 2, 1 0 0 円		所作台（鳥屋囲を含む。）	1 式	1 2, 1 0 0 円
	平台	1 台	1 0 0 円		平台	1 台	1 0 0 円
	山台	1 台	2 2 0 円		山台	1 台	2 2 0 円
	めくり台	1 台	1 0 0 円		めくり台	1 台	1 0 0 円
	演台（花台を含む。）	1 式	1, 2 0 0 円		演台（花台を含む。）	1 式	1, 2 0 0 円
	司会者台	1 台	5 4 0 円		司会者台	1 台	5 4 0 円

議題：第 13 号

	指揮者台	1 台	1 0 0 円
	指揮者譜面台	1 個	1 0 0 円
	譜面台	1 個	1 0 0 円
	屏風	1 双	2, 4 2 0 円
	松羽目	1 式	2, 4 2 0 円
	緋毛せん	1 枚	3 2 0 円
	<u>リノリウム</u>	1 式	7, 1 4 0 円
	地ガスリ	1 枚	3, 3 0 0 円
	紗幕	1 枚	3, 3 0 0 円
	高座用座布団	1 枚	3 2 0 円
照明 設備	調光機設備	1 式	3, 3 0 0 円
	反射板ライト	1 列	9 8 0 円
	ボーダーライト	1 列	9 8 0 円
	フットライト	1 式	1, 2 0 0 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	ロアーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	サスペンションライト	1 列	2, 9 6 0 円
	トーマンタルライト	1 台	2 2 0 円
	フロントサイドライト	1 列	6 6 0 円
	シーリングライト	1 式	4, 4 0 0 円
	ピンスポットライト	1 台	2, 2 0 0 円
	可動スポットライト 1. 5キロワット	1 台	3 2 0 円

	指揮者台	1 台	1 0 0 円
	指揮者譜面台	1 個	1 0 0 円
	譜面台	1 個	1 0 0 円
	屏風	1 双	2, 4 2 0 円
	松羽目	1 式	2, 4 2 0 円
	緋毛せん	1 枚	3 2 0 円
	<u>舞踏用シート</u>	1 式	7, 1 4 0 円
	地ガスリ	1 枚	3, 3 0 0 円
	紗幕	1 枚	3, 3 0 0 円
	高座用座布団	1 枚	3 2 0 円
照明 設備	調光機設備	1 式	3, 3 0 0 円
	反射板ライト	1 列	9 8 0 円
	ボーダーライト	1 列	9 8 0 円
	フットライト	1 式	1, 2 0 0 円
	アッパーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	ロアーホリゾンライト	1 式	2, 2 0 0 円
	サスペンションライト	1 列	2, 9 6 0 円
	トーマンタルライト	1 台	2 2 0 円
	フロントサイドライト	1 列	6 6 0 円
	シーリングライト	1 式	4, 4 0 0 円
	ピンスポットライト	1 台	2, 2 0 0 円
	可動スポットライト 1. 5キロワット	1 台	3 2 0 円

議題：第13号

音響 設備		1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台	100円
	ストリップライト		1台	220円
	効果用照明器具		1台	1,320円
	<u>カラーフィルター</u>	<u>1枚</u>		<u>150円</u>
	拡声基本設備		1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン		1本	540円
	ダイナミックマイクロホン		1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,760円
	三点吊マイク装置		1式	2,420円
	効果用スピーカー		1台	540円
	ステレオオーディオレコーダー (CD/SD/USB)		1台	1,760円
	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>
	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>
	効果用音響器具		1台	1,200円
	ダイレクトボックス		1台	320円
映写 設備	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>
	<u>削除</u>	<u>削除</u>		<u>削除</u>
	液晶プロジェクター		1台	1,760円
	<u>テレビモニター</u>	<u>1台</u>		<u>1,100円</u>
	DVDプレーヤー		1式	1,760円

音響 設備		1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台	100円
	ストリップライト		1台	220円
	効果用照明器具		1台	1,320円
	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
	拡声基本設備		1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン		1本	540円
	ダイナミックマイクロホン		1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,760円
	三点吊マイク装置		1式	2,420円
	効果用スピーカー		1台	540円
	ステレオオーディオレコーダー (CD/SD/USB)		1台	1,760円
	<u>CD/MD デッキ</u>	<u>1台</u>		<u>1,760円</u>
	<u>カセットテープデッキ</u>	<u>1台</u>		<u>1,760円</u>
	効果用音響器具		1台	1,200円
	ダイレクトボックス		1台	320円
映写 設備	<u>映写機 (16ミリメートル)</u>	<u>1式</u>		<u>5,940円</u>
	<u>移動式映写機 (16ミリメートル)</u>	<u>1台</u>		<u>1,760円</u>
	液晶プロジェクター		1台	1,760円
	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
	DVDプレーヤー		1式	1,760円

議題：第 13 号

楽器	映写スクリーン		1 式	1, 2 0 0 円
	移動用スクリーン		1 式	5 4 0 円
	フルコンサートピアノ（外国製）		1 台	1 2, 1 0 0 円
	フルコンサートピアノ（日本製）		1 台	4, 8 4 0 円
	セミコンサートピアノ（日本製）		1 台	2, 4 2 0 円
	アップライトピアノ		1 台	1, 2 0 0 円
その他	大太鼓		1 式	1, 1 0 0 円
	持込器具使用電源	1 キロワット未満	1 口	1 0 0 円
		1 キロワット以上 2 キロワット未満	1 口	2 2 0 円
		2 キロワット以上で 1 キロワット増すごとに	1 口	3 2 0 円
	電動椅子		1 式	6, 6 0 0 円
	仮設舞台		1 式	1 1, 0 0 0 円
看板枠		1 式	5, 5 0 0 円	

備考

1

設備器具（仮設舞台を除く。）の 1 単位利用料金は、午前、午後、夜間ごとに利用する設備器具の利用料金をいう。

2

仮設舞台の利用料金は、全日の利用料金とする。

楽器	映写スクリーン		1 式	1, 2 0 0 円
	移動用スクリーン		1 式	5 4 0 円
	フルコンサートピアノ（外国製）		1 台	1 2, 1 0 0 円
	フルコンサートピアノ（日本製）		1 台	4, 8 4 0 円
	セミコンサートピアノ（日本製）		1 台	2, 4 2 0 円
	アップライトピアノ		1 台	1, 2 0 0 円
その他	大太鼓		1 式	1, 1 0 0 円
	持込器具使用電源	1 キロワット未満	1 口	1 0 0 円
		1 キロワット以上 2 キロワット未満	1 口	2 2 0 円
		2 キロワット以上で 1 キロワット増すごとに	1 口	3 2 0 円
	電動椅子		1 式	6, 6 0 0 円
	仮設舞台		1 式	1 1, 0 0 0 円

備考

1

設備器具（仮設舞台を除く。）の 1 単位利用料金は、午前、午後、夜間ごとに利用する設備器具の利用料金をいう。

2

仮設舞台の利用料金は、全日の利用料金とする。

議題：第 13号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

甲府市教育委員会
教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成 2 年 9 月教委規則第 11 号）の一部を
次のように改正する。

別表（第 7 条関係）を次のように改める。

設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金
舞台 設備	音響反射板	1式	8,240円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円
	平台	1台	100円
	山台	1台	220円
	めくり台	1台	100円
	演台（花台を含む。）	1式	1,200円
	司会者台	1台	540円
	指揮者台	1台	100円
	指揮者譜面台	1個	100円
	譜面台	1個	100円
	屏風	1双	2,420円
	松羽目	1式	2,420円
	緋毛せん	1枚	320円
	リノリウム	1式	7,140円
	地ガスリ	1枚	3,300円

議題：第13号

	紗幕	1枚	3,300円
	高座用座布団	1枚	320円
照明 設備	調光機設備	1式	3,300円
	反射板ライト	1列	980円
	ボーダーライト	1列	980円
	フットライト	1式	1,200円
	アッパーホリゾンライト	1式	2,200円
	ロアーホリゾンライト	1式	2,200円
	サスペンションライト	1列	2,960円
	トーメンタルライト	1台	220円
	フロントサイドライト	1列	660円
	シーリングライト	1式	4,400円
	ピンスポットライト	1台	2,200円
	可動スポット ライト	1.5キロワット	1台 320円
		1キロワット	1台 220円
		0.5キロワット	1台 100円
	ストリップライト	1台	220円
	効果用照明器具	1台	1,320円
	カラーフィルター	1枚	150円
音響 設備	拡声基本設備	1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン	1本	540円
	ダイナミックマイクロホン	1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,760円
	三点吊マイク装置	1式	2,420円
	効果用スピーカー	1台	540円
	ステレオオーディオレコーダー（CD／SD／ USB）	1台	1,760円
	効果用音響器具	1台	1,200円
	ダイレクトボックス	1台	320円
映写	液晶プロジェクター	1台	1,760円

議題：第13号

設備	テレビモニター		1台	1,100円
	DVDプレーヤー		1式	1,760円
	映写スクリーン		1式	1,200円
	移動用スクリーン		1式	540円
楽器	フルコンサートピアノ（外国製）		1台	12,100円
	フルコンサートピアノ（日本製）		1台	4,840円
	セミコンサートピアノ（日本製）		1台	2,420円
	アップライトピアノ		1台	1,200円
	大太鼓		1式	1,100円
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	1口	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	1口	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	1口	320円
	電動椅子		1式	6,600円
	仮設舞台		1式	11,000円
	看板枠		1式	5,500円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。